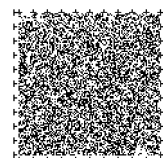


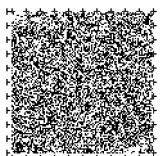
横芝光町障害者福祉計画

第4次障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画



令和6年3月
横芝光町





ごあいさつ

本町では、令和3年3月に「横芝光町第3次障害者基本計画改訂版」「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる共生社会の実現に向け、様々な障害者施策の推進に努めてまいりました。



近年、障害のある方の高齢化や障害の重度化、親亡き後の問題など、障害福祉施策を取り巻く状況は日々変化しており、複雑化・複合化する多様なニーズに対するきめ細かな支援が求められています。国においては、障害者差別解消法の改正や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、重要な法整備を行うとともに、共生社会の実現に向けて、第5次となる障害者基本計画を策定し、障害のある方の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進が図られております。

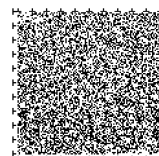
本町では、こうした様々な課題に対応し障害福祉施策を推進するため、国が定めた基本指針や地域の実情を踏まえ、これまでの計画の基本理念に、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく、地域共生社会の視点を加えた「共に育ち、共に暮らし、共に働き、共に支えあう 自立とつながりのまち」を新たな基本理念とし、「横芝光町第4次障害者計画」「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

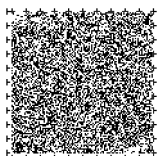
障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重しあい、共に支えあいながら暮らすことができる共生社会の実現に向け、各種の施策を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました横芝光町障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査などで、貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様、並びに障害福祉関係団体及び関係機関の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

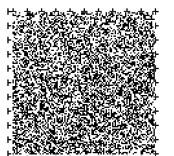
横芝光町長 佐藤 晴彦



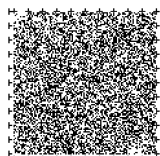


目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 関連する法律の整備等.....	2
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制.....	7
第2章 横芝光町の障害者の状況.....	8
1 町の人口の状況.....	8
2 障害者手帳所持者等の状況.....	8
3 福祉サービスの利用状況.....	14
4 成果目標の達成状況.....	20
5 アンケート調査結果からみる現状.....	25
6 ヒアリング調査結果からみる現状.....	37
7 障害者を取り巻く現状と課題.....	41
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1 計画の基本理念.....	44
2 計画の基本方針.....	45
3 基本目標.....	46
4 施策体系.....	48
第4章 第4次障害者計画.....	49
1 安心できる保健・医療の体制づくり.....	49
2 障害のある児童の教育・保育の充実.....	52
3 就労・社会参加の機会の充実.....	54
4 地域福祉の推進.....	56
5 暮らしやすい環境の整備.....	59
6 障害福祉サービス等の充実.....	63
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画.....	66
1 成果目標.....	66
2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策.....	74
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	81



第6章 計画の推進	85
1 計画の推進体制	85
2 計画の進行管理と評価.....	87
資料編.....	88
1 計画の策定体制	88
2 横芝光町附属機関に関する条例.....	89
3 横芝光町障害者計画等策定委員会委員名簿	91
4 主な相談機関一覧.....	92
5 障害者に関するマークについて.....	94
6 用語解説.....	101



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、分け隔てなく、地域で共に育ち、共に暮らし、また、共に働くことができるように進めていくことで、一人ひとりが自分の生き方を選び、日々の生活の中で生きがいを持ち、共にふれあい、共に支えあいながら安心して自立した生活を送れるまち（共生社会）の実現を目指し、令和3年3月に「横芝光町障害者福祉計画（第3次障害者基本計画（改訂版）・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」を策定し、町の障害者施策を総合的に推進してきました。

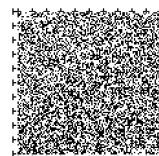
この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の制定等の動きがありました。

国では、こうした動向等を踏まえながら、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

こうした中、障害者の高齢化や障害の重度化、親亡き後の問題など、障害者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本町では、国及び県の動向、社会情勢の変化、障害者のニーズ等を踏まえ、さらなる障害者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。



2 関連する法律の整備等

「横芝光町障害者福祉計画（第3次障害者基本計画（改訂版）・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」が策定された令和3年3月以降、障害者施策に関して以下のような動きがありました。

（1）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（障害者差別解消法）

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

（2）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

令和3年6月に、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児支援法が公布・施行されました。

（3）障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

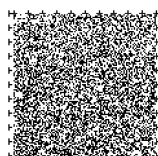
令和4年5月に、障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。

（4）児童福祉法の改正

令和4年6月に児童福祉法が改正され、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定されました。

（5）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（障害者総合支援法）

令和4年12月に障害者総合支援法が改正され、障害のある人等の希望する生活を実現するため、障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化などが規定されました。



(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（障害者雇用促進法）

令和4年12月に障害者雇用促進法が改正され、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障害者雇用の質の向上などが規定されました。

(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（難病法）

令和4年12月に難病法が改正され、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることが規定されました。

(8) 障害者基本計画(第5次)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）が策定されました。

障害者基本計画（第5次）では、共生社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

■障害者基本計画(第5次)の概要

<基本理念>

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

<基本原則>

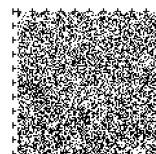
- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

<各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

<計画期間>

- 令和5年度から令和9年度までの5年間



(9) 基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針であり、都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなっています。

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の概要 (令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後)

<基本的理念>

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

<障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方>

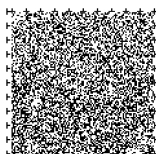
- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

<相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方>

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

<障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方>

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保



3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定められた「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定められた「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、国の障害者基本計画（第5次）及び県の第八次千葉県障害者計画を踏まえ、横芝光町総合計画及び横芝光町地域福祉計画、その他の関連計画等との整合性を図りつつ、町の障害者施策の基本理念や施策の方向性等を示すものです。

(1) 障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、障害者の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

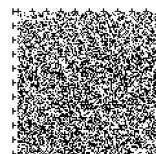
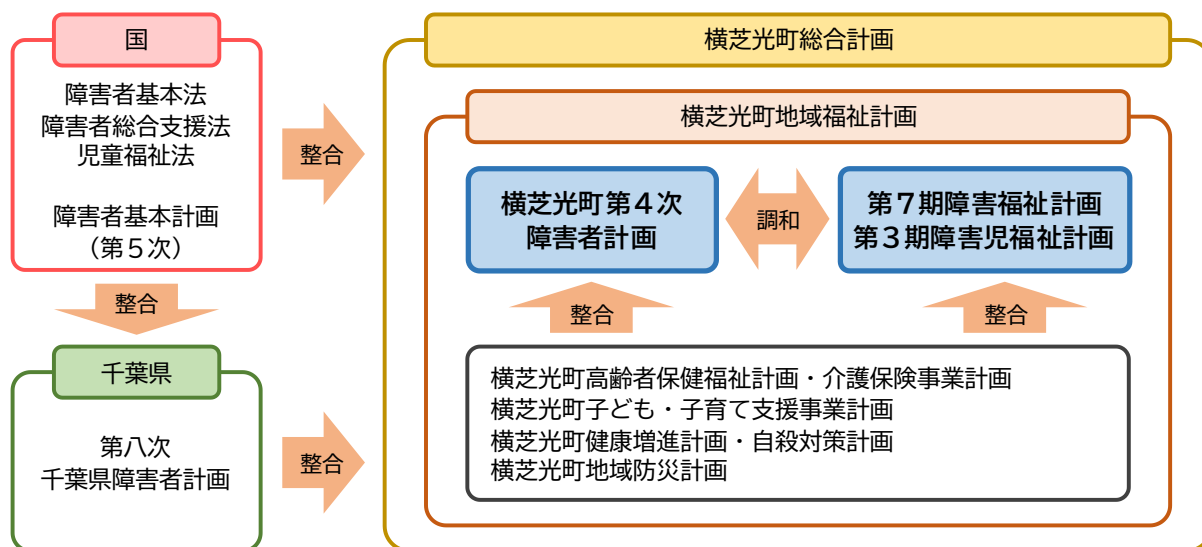
(2) 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

(3) 障害児福祉計画

児童福祉法第33条20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等を定めるものです。

■関連計画関係図



4 計画の対象

本計画では、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能障害（発達障害、高次脳機能障害などを含む）や難病等（366疾病）のために、日常生活や社会性において様々なハンディキャップがある人を計画の対象とします。

また、障害のない町民や町内の事業者等は、障害への理解促進や啓発、関連施策等の推進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象に含まれます。

5 計画の期間

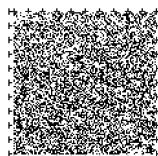
障害者施策全体に関する「障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、中間年の令和8年度に改訂を行います。

障害福祉サービスの提供等に関する「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■計画の期間

計画 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
障害者計画	第3次計画			第4次計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		



6 計画の策定体制

(1) 横芝光町障害者計画等策定委員会の開催

横芝光町障害者計画等策定委員会は、障害者団体の代表者、学識経験者、医療関係者、障害者又は障害児の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員など、幅広い分野で構成されており、本計画の策定に関して協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障害者の意見や要望、暮らしの現状等を把握し、計画に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査概要（結果概要は25頁～36頁に記載）

調査対象	調査方法	実施時期	配布数	回収数	回収率
障害者手帳を所持している町民	郵送配布・郵送回収	令和5年7月21日～8月4日	506人	225人	44.5%
町内在住で通所受給者証を所持している児童			31人	10人	32.3%

(3) 関係団体等のヒアリング調査の実施

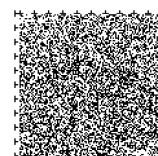
障害者団体やボランティア団体、関係機関等の福祉に対する考え方や活動の状況等を把握し、計画に反映することを目的としてヒアリング調査を実施しました。

■調査概要（結果概要は37頁～40頁に記載）

調査対象	調査方法	実施時期	配布数	回収数	回収率
福祉関係機関	郵送配布・郵送又はFAX等による回収	令和5年10月13日～10月31日	13件	7件	53.8%
障害福祉サービス事業所			44件	26件	59.1%

(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっての意見および情報を町民から募集しました。



第2章 横芝光町の障害者の状況

1 町の人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、年々減少しており、令和5年では22,548人となっています。

年齢4区分では、65歳以上の高齢者が8,452人で最も多く、総人口に占める割合は37.5%となっています。なお、令和4年以降、全ての年齢区分で減少傾向となっています。

■総人口の推移【年齢4区分】

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0-17歳	3,067	2,987	2,899	2,835	2,734
18-39歳	4,561	4,454	4,365	4,165	4,062
40-64歳	7,708	7,544	7,414	7,345	7,300
65歳以上	8,424	8,482	8,578	8,558	8,452
計	23,760	23,467	23,256	22,903	22,548

資料：千葉県総合企画部統計課（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

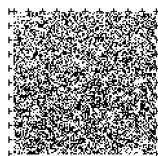
本町の障害者手帳所持者数は、令和2年度以降横ばいで推移しており、令和4年度末では1,193人となっています。手帳別では、身体障害者手帳所持者が785人で最も多く、療育手帳所持者が225人、精神障害者保健福祉手帳所持者が183人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移【手帳別】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	876	871	800	805	785
療育手帳	202	211	216	220	225
精神障害者保健福祉手帳	149	164	165	169	183
計	1,227	1,246	1,181	1,194	1,193

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年度末現在）



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、概ね減少傾向で推移しており、令和4年度末では785人となっています。

年齢別では、65歳以上が約7割を占め、令和4年度末では546人となっています。

等級別では、最重度である1級が最も多く、300人前後で推移しています。

障害種類別では、肢体不自由が過半数を占め、令和4年度末では411人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移【年齢別】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	13	13	11	13	12
18歳以上40歳未満	41	31	30	30	26
40歳以上65歳未満	235	227	215	205	201
65歳以上	587	600	544	557	546
計	876	871	800	805	785

■身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】

単位：人

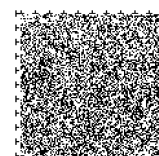
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	305	306	282	290	291
2級	147	145	129	128	123
3級	138	129	113	117	113
4級	184	187	174	170	165
5級	58	59	56	55	52
6級	44	45	46	45	41
計	876	871	800	805	785

■身体障害者手帳所持者数の推移【障害種類別】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	54	54	53	54	46
聴覚・平衡機能障害	36	36	34	38	38
音声・言語・そしゃく機能障害	17	15	12	9	9
肢体不自由	493	481	430	424	411
内部障害	276	285	271	280	281
計	876	871	800	805	785

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年度末現在）



(3) 療育手帳所持者の状況

本町の療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度末では225人となっています。年齢別では、18歳以上が約8割を占め、令和4年度末では176人となっています。

程度別では、令和3年度末までは重度が最も多く、80人前後で推移していましたが、令和4年度末では軽度が84人で最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移【年齢別】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	39	44	46	46	49
18歳以上	163	167	170	174	176
計	202	211	216	220	225

■療育手帳所持者数の推移【程度別】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度	81	81	79	79	79
中度	55	57	61	66	62
軽度	66	73	76	75	84
計	202	211	216	220	225

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度末では183人となっています。

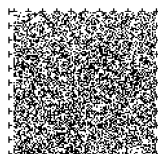
程度別では、2級が過半数を占めており、令和4年度末では119人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【程度別】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	29	29	25	27	27
2級	90	104	105	104	119
3級	30	31	35	38	37
計	149	164	165	169	183

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課（各年度末現在）



(5) 自立支援医療の状況

本町の自立支援医療の受給者数は、令和3年度以降減少に転じており、令和4年度は346人となっています。

種類別では、精神通院医療が減少傾向にあるものの9割を占めて推移しており、令和4年度では314人となっています。また、更生医療は20人台、育成医療は10人未満で推移しています。

■自立支援医療受給者数の推移【種類別】

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療①	26	28	21	22	28
育成医療②	2	5	1	3	4
精神通院医療③	283	316	352	323	314
計	311	349	374	348	346

資料：①②福祉課（各年度末現在）、③千葉県精神保健福祉センター（各年度末現在）

(6) 難病患者の状況

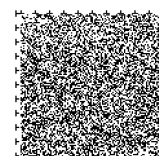
本町の特定疾患医療の受給者数は、年々増加しており、令和4年度末では193人となっています。また、小児慢性特定疾患医療の受給者数は、10人台で推移しており、令和4年度末では16人となっています。

■特定疾患医療等受給者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患医療	157	155	178	180	193
小児慢性特定疾患医療	17	14	16	16	16
計	174	169	194	196	209

資料：山武健康福祉センター（各年度末現在）



(7) 通学の状況

本町の特別支援学級の在籍児童数は、小学校では60人前後、中学校では20人台で推移しています。また、特別支援学校の在籍児童数は、小学部と中学部が10人未満、高等部が10人台で推移しています。学校ごとの内訳をみると、東金特別支援学校と八日市場特別支援学校に在籍している児童が比較的多くなっています。

■特別支援学級の在籍児童数の推移

単位：人

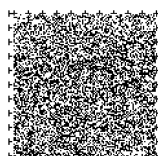
	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学級（小学校）	51	56	55
特別支援学級（中学校）	21	24	22
計	72	80	77
<参考>通常学級（小学校）	937	899	906
<参考>通常学級（中学校）	533	519	501

■特別支援学校の在籍児童数の推移

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
特別支援学校（小学部）	6	5	9
東金特別支援学校	2	3	4
八日市場特別支援学校	1	2	4
大網特別支援学校	0	0	0
銚子特別支援学校	1	0	0
その他の学校（盲学校・聾学校）	2	0	1
特別支援学校（中学部）	7	6	4
東金特別支援学校	2	4	2
八日市場特別支援学校	4	1	1
大網特別支援学校	0	0	0
銚子特別支援学校	0	1	0
その他の学校（盲学校・聾学校）	1	0	1
特別支援学校（高等部）	16	15	14
東金特別支援学校	11	10	8
八日市場特別支援学校	5	5	5
大網特別支援学校	0	0	1
銚子特別支援学校	0	0	0
その他の学校（盲学校・聾学校）	0	0	0
計	29	26	27

資料：教育課（特別支援学級：各年5月1日現在、特別支援学校：各年4月1日現在）



(8) 障害福祉サービス決定者及び障害支援区分認定状況

障害者総合支援法における障害福祉決定者及び障害支援区分の認定状況は以下のとおりとなっています。

■障害福祉サービス支給決定者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0-17歳	15	13	8	6	5
18-64歳	117	131	141	146	151
65歳以上	22	20	21	21	23
計	154	164	170	173	179

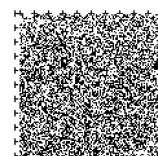
資料：福祉課（各年度末日現在）

■障害支援区分認定状況

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	1	1	1	1	2
区分2	15	15	19	18	21
区分3	28	29	30	28	34
区分4	30	32	35	36	28
区分5	19	20	20	18	21
区分6	29	32	31	33	38
計	122	129	136	134	144

資料：福祉課（各年度末日現在）



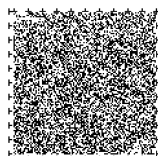
3 福祉サービスの利用状況

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）における各種サービスの見込量とサービス利用実績等は次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

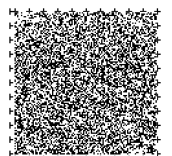
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	見込量	27人	28人	29人
		392時間	406時間	421時間
	実績値	29人	23人	24人
		361時間	315時間	336時間
重度訪問介護	見込量	0人	0人	0人
		0時間	0時間	0時間
	実績値	1人	1人	2人
		50時間	47時間	94時間
同行援護	見込量	2人	2人	3人
		15時間	15時間	23時間
	実績値	2人	4人	5人
		24時間	31時間	40時間
行動援護	見込量	0人	0人	0人
		0時間	0時間	0時間
	実績値	0人	0人	0人
		0時間	0時間	0時間
重度障害者等包括支援	見込量	0人	0人	0人
		0時間	0時間	0時間
	実績値	0人	0人	0人
		0時間	0時間	0時間

資料：福祉課（各年度ひと月あたりの平均）



(2) 日中活動系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込量	57人	58人	59人
		1,083人日	1,102人日	1,121人日
	実績値	60人	65人	66人
		1,133人日	1,250人日	1,320人日
自立訓練（機能訓練）	見込量	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
	実績値	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
自立訓練（生活訓練）	見込量	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
	実績値	1人	1人	1人
		4人日	23人日	23人日
就労移行支援	見込量	7人	8人	9人
		120人日	140人日	160人日
	実績値	3人	2人	3人
		53人日	25人日	39人日
就労継続支援（A型）	見込量	7人	8人	9人
		119人日	136人日	153人日
	実績値	4人	4人	5人
		78人日	87人日	110人日
就労継続支援（B型）	見込量	26人	27人	28人
		468人日	486人日	504人日
	実績値	31人	39人	40人
		494人日	686人日	720人日
就労定着支援	見込量	2人	3人	4人
	実績値	3人	5人	6人
療養介護	見込量	2人	2人	2人
	実績値	4人	4人	5人



		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	見込量	6人	7人	8人
		108人日	126人日	144人日
	実績値	5人	8人	9人
		57人日	89人日	108人日
短期入所（医療型）	見込量	1人	1人	1人
		3人日	3人日	3人日
	実績値	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日

資料：福祉課（各年度ひと月あたりの平均）

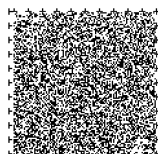
（3）居住系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	見込量	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
うち精神障害者	見込量	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
共同生活援助	見込量	27人	28人	29人
	実績値	35人	45人	46人
うち精神障害者	見込量	13人	14人	15人
	実績値	13人	15人	16人
施設入所支援	見込量	30人	30人	30人
	実績値	29人	29人	29人

資料：福祉課（各年度ひと月あたりの平均）

（4）相談支援サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援 （セルフプランは含まない）	見込量	51人	52人	53人
	実績値	56人	56人	57人
地域移行支援	見込量	1人	1人	2人
	実績値	0人	0人	0人
うち精神障害者	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人



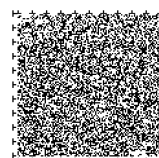
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	見込量	12人	13人	14人
	実績値	2人	10人	11人
うち精神障害者	見込量	6人	7人	8人
	実績値	2人	6人	7人

資料：福祉課（各年度ひと月あたりの平均）

（5）障害児福祉サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援 （セルフプランは含まない）	見込量	15人	16人	17人
	実績値	17人	14人	15人
児童発達支援	見込量	13人	14人	15人
		65人日	70人日	75人日
	実績値	14人	14人	15人
		77人日	74人日	90人日
放課後等デイサービス	見込量	39人	40人	41人
		390人日	400人日	410人日
	実績値	39人	34人	35人
		339人日	352人日	385人日
保育所等訪問支援	見込量	2人	3人	4人
		2人日	3人日	4人日
	実績値	4人	4人	5人
		5人日	4人日	5人日
居宅訪問型児童発達支援	見込量	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日
	実績値	0人	0人	0人
		0人日	0人日	0人日

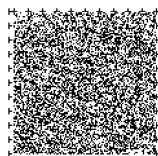
資料：福祉課（各年度ひと月あたりの平均）



(6) 地域生活支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(数値は年度あたり)				
理解促進研修、啓発事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	未実施	未実施	未実施
障害者相談支援事業	見込量	2か所	2か所	2か所
	実績値	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	見込量	0か所	1か所	1か所
	実績値	0か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込量	2か所	2か所	2か所
	実績値	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	見込量	検討	検討	検討
	実績値	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	未実施	未実施	未実施
	実績値	0人	0人	0人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	30件	30件	30件
	実績値	22件	22件	24件
介護・訓練支援用具	見込量	1件	1件	1件
	実績値	2件	1件	1件
自立生活支援用具	見込量	1件	1件	1件
	実績値	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	見込量	1件	1件	1件
	実績値	2件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	見込量	3件	3件	3件
	実績値	2件	8件	0件
排泄管理支援用具	見込量	780件	780件	780件
	実績値	826件	810件	781件
住宅改修費	見込量	1件	1件	1件
	実績値	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業※	見込量	1人	1人	1人
	実績値	中止	1人	1人

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症により事業中止



			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	町内の施設 Ⅲ型	見込量	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所
	町外の施設 Ⅰ型、Ⅱ型	見込量	2か所	2か所	2か所
		実績値	2か所	1か所	1か所
(数値はひと月あたり)					
移動支援事業	見込量		6人	6人	6人
			52時間	52時間	52時間
	実績値		6人	7人	7人
			75時間	63時間	66時間

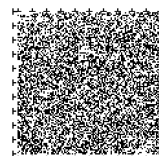
※令和4年度以降はⅡ型、Ⅲ型のみ

資料：福祉課

(7) その他の事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(数値は年度あたり)				
訪問入浴サービス事業	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
更生訓練費給付事業	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
知的障害者職親委託制度	見込量	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	1人
日中一時支援事業	見込量	12人	12人	12人
	実績値	10人	10人	12人
(数値はひと月あたり)				
自動車運転免許取得費助成事業	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	1人	1人
自動車改造費助成事業	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人

資料：福祉課



4 成果目標の達成状況

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画で定めた各成果目標の達成状況については、次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数は、施設入所のニーズがあることから基準値の入所者数を維持すると30人の見込みでしたが令和5年末（見込み）で29人となっています。

地域生活移行者数は、入所者の状況を勘案し、目標値は1人でしたが、令和5年度末（見込み）で0人でした。

障害のある方が施設での生活を選択される背景には、障害の重度化、介護者の高齢化、家庭環境、虐待等による緊急性等様々な理由があります。丁寧な相談支援により入所者、家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解促進、福祉関係機関との連携強化を図りながら地域移行を推進します。

■目標値及び実績値

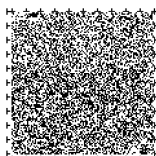
目標値		令和5年度実績見込値
令和5年度末の施設入所者数	30人	29人
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人	0人

○国の基本指針

- ・施設入所者：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
- ・地域生活移行者数：令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

○進捗状況

- ・施設入所者（令和元年度末 30人）
令和3年 29人、令和4年 29人、令和5年 29人
- ・地域生活移行者数
令和3年 0人、令和4年 0人、令和5年 0人



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成30年度に山武圏域3市3町で共同設置した「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め関係機関との連携、患者、家族、福祉サービス利用者等への周知活動を実施し、必要な支援体制の確保を図りました。

■目標値及び実績値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	目標値	7回	7回	7回
	実績値	3回	6回	7回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	目標値	119人	119人	119人
	実績値	34人	71人	98人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標値	7回	7回	7回
	実績値	3回	6回	7回

○国の基本指針

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本とする。
- ・3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、12か月時点92%以上を基本とする。

○町の考え方

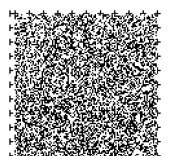
上記の指針を達成するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため町としての目標値を設定しました。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

山武圏域3市3町において、基幹相談支援センターの開設と併せ、設置形態や体制等を含めて広域での整備を行いました。

○国の基本指針

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。



■目標値及び実績値

目標値	令和5年度実績見込値
令和5年度末までに地域生活支援拠点を山武圏域に1か所設置	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証、検討	0回（R6.4開始予定）

（4）福祉施設から一般就労への移行等

「山武圏域自立支援協議会 就労部会」、「障害者就業・生活支援センター（山武ブリオ、東総就業センター、香取就業センター）」、「ハローワーク」、「障害福祉サービス事業所」と連携しながら企業等が障害者雇用について理解を深められるよう働きかけを行い、就労、実習の場の確保について充実を図っています。

■目標値及び実績値

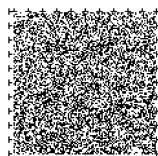
目標値	令和5年度実績見込値
令和5年度までの一般就労移行者数	8人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	5人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	2人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	6人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	100%

（5）障害児支援の提供体制の整備等

「山武圏域自立支援協議会 障害児部会」や「香取海匠地域療育システムづくり検討会」に参加し、広域での情報共有を図り、国の基本指針で示されている障害児支援の提供体制の整備等を達成するための各取組について山武圏域で協議、検討を進めています。

■目標値及び実績値

目標値	令和5年度実績見込値
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築（第1期障害児福祉計画期間において構築済み）	有
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所



目 標 値		令和5年度実績見込値
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場(第1期障害児福祉計画期間において設置済み)	有	有
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(第1期障害児福祉計画期間において配置済み)	有	有

(6) 相談支援体制の充実、強化等

令和4年度から山武圏域3市3町で基幹相談支援センターを共同設置し、山武圏域における中核的な相談支援機関として、支援困難な障害者等への相談等、総合的、専門的な支援を推進しています。

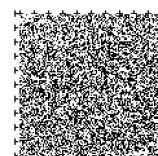
また、地域の相談支援事業者に対して、訪問等による専門的な指導、助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施しています。

■目標値及び実績値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的、専門的な相談支援	目標値	無	有	有
	実績値	検討	109件	110件
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数	目標値	0件	1件
		実績値	検討	3件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標値	0件	1件
		実績値	検討	9件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	目標値	0回	1回
		実績値	検討	7回

○国の基本指針

- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。



(7) 障害福祉サービス等の質の向上

利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、山武圏域自立支援協議会が開催する各種研修へ町職員が参加するとともに、サービス事業者へ参加を促進しています。

また、町の障害福祉サービスに対する需要の把握、分析に努め、必要に応じ関係機関への指導助言、情報共有、連携を行い、障害福祉サービスの質の向上を図っています。

■目標値及び実績値

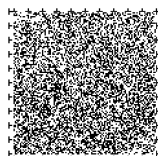
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービスに係る各種研修の活用	目標値	2名	2名	2名
	実績値	2名	2名	2名
障害者自立支援審査支払いシステムによる審査結果の共有	目標値	有	有	有
	実績値	有	有	有

■障害福祉サービス等の質の向上に資する取組

研修等	開催実績
山武圏域自立支援協議会	事務局会議 年12回 (毎月1回)
	就労部会 年4回 (5、8、11、2月)
	児童部会 年4回 (4、7、9、2月)
	相談支援部会 年7回 (4、5、7、9、11、1、3月)
山武地域精神保健福祉研究会・包括ケアシステム実務者会議	相談支援部会との2部制で開催

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。



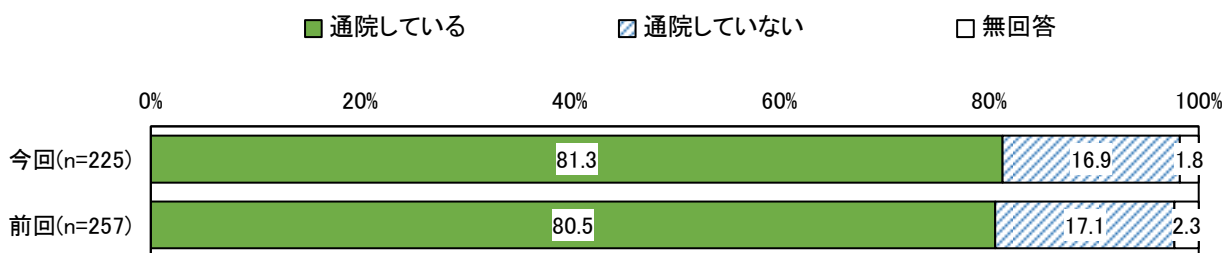
5 アンケート調査結果からみる現状

令和5年度に実施したアンケート調査結果からみる本町の現状は次のとおりです。表中の「今回」は令和5年度、「前回」は令和2年度の調査結果となっており、「n=***」はその間の回答者数です。また、表題に（児童）の表記があるものは、通所受給者証を所持している児童の回答結果、表記がないものは、障害者手帳所持者の回答結果となっています。なお、回答は、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 医療について

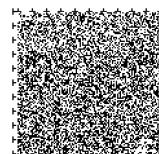
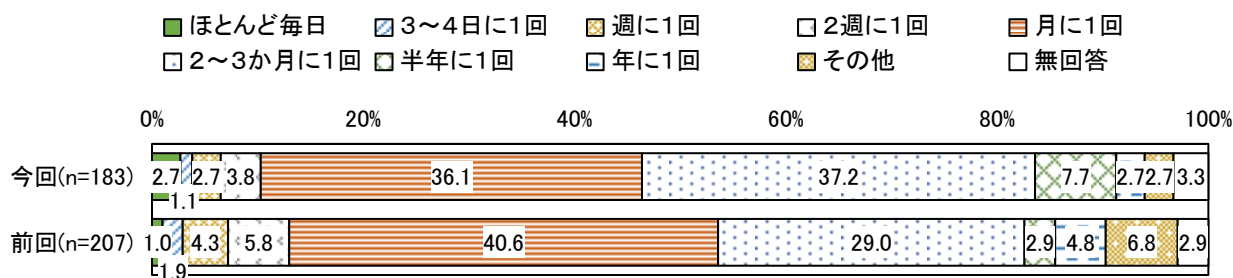
○現在医者にかかっているか

現在通院しているのは、81.3%となっており、前回調査と同程度の割合を占めています。



○おおむねどのくらい通院しているか

通院頻度は、前回調査と同様に「2～3か月に1回」と「月に1回」の割合が高くなっています。

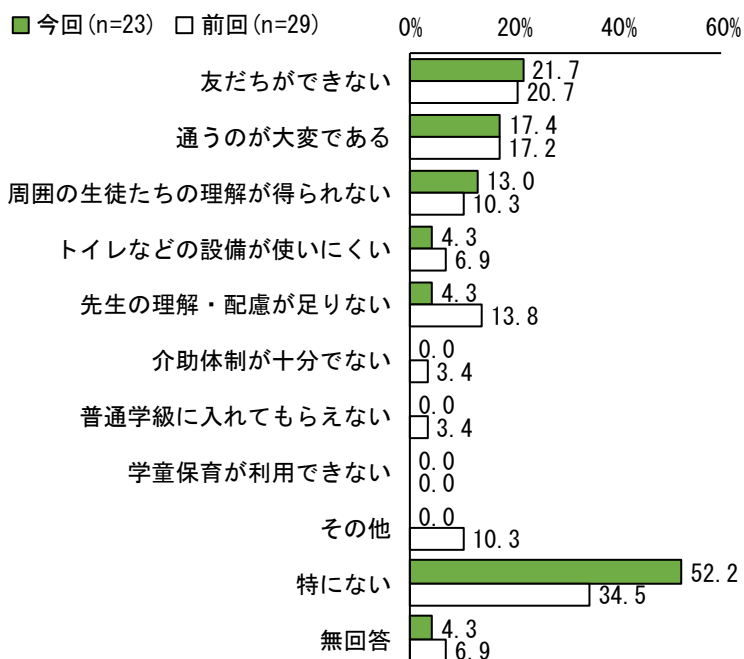


(2) 通園・通学について

○通園・通学について困っていること

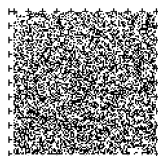
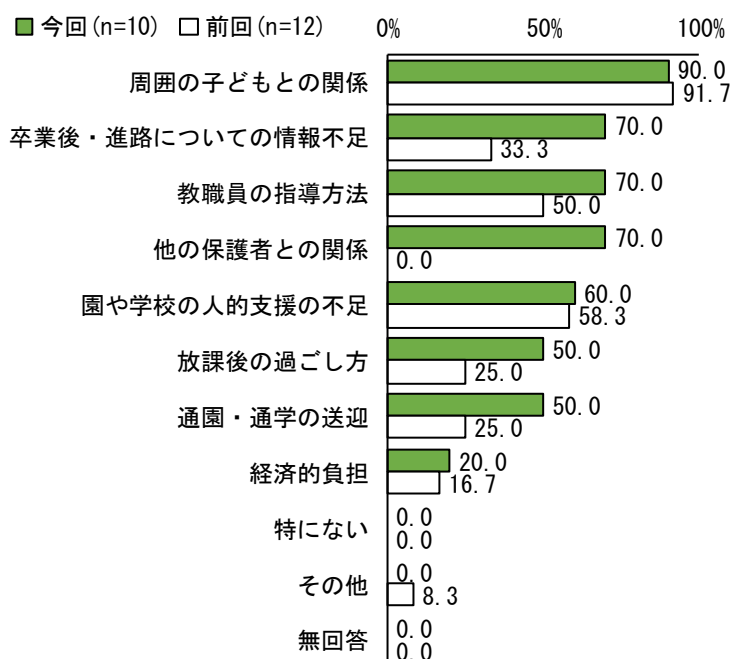
18歳未満の障害者手帳所持者が通園・通学について困っていることは、「友達ができない」が最も多く、次いで「通うのが大変である」となっており、上位2項目は前回調査と同様の項目です。

「先生の理解・配慮が足りない」については、前回調査から9.5ポイント減少しています。



○通園・通学における困りごとや心配ごと（児童）

通所受給者証を所持している児童の通園・通学における困りごとや心配ごとは、「周囲の子どもとの関係」が前回調査と同様に最も多く、90.0%を占めています。また、その他の項目はいずれも前回調査から割合が高くなっており、様々な困りごとや心配ごとを抱えている状況がわかります。

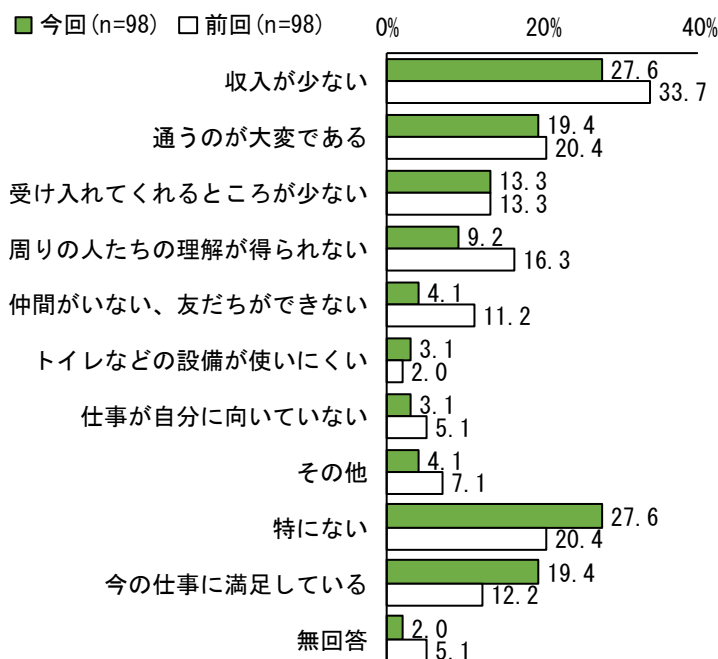


(3) 仕事について

○仕事への不満や困っていること

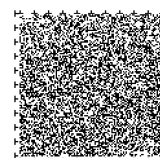
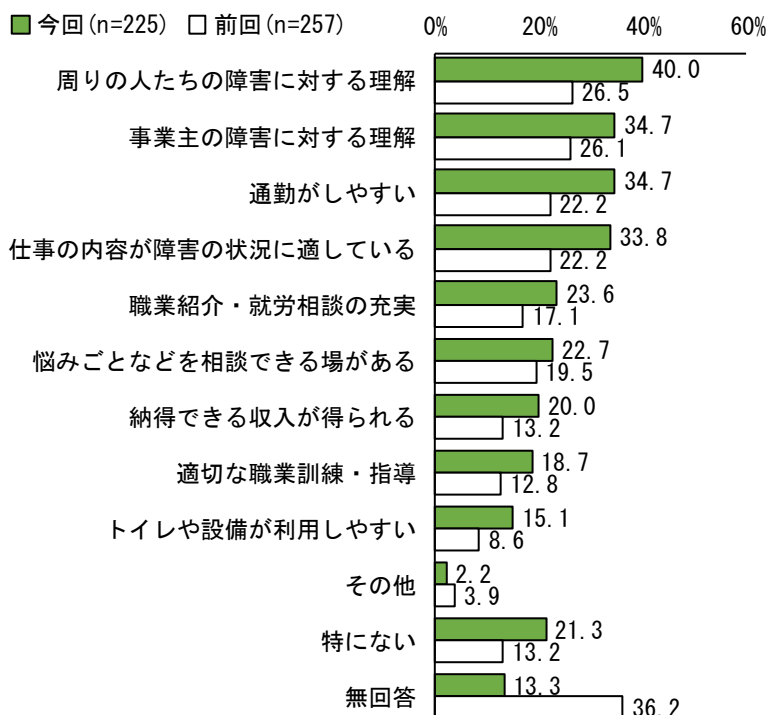
仕事への不満や困っていることは、「収入が少ない」が前回調査と同様に最も多く、27.6%となっていますが、6.1ポイント減少しています。

一方、「今の仕事に満足している」との回答は、19.4%で前回調査から7.2ポイント増加しています。



○就職するために必要な条件や支援

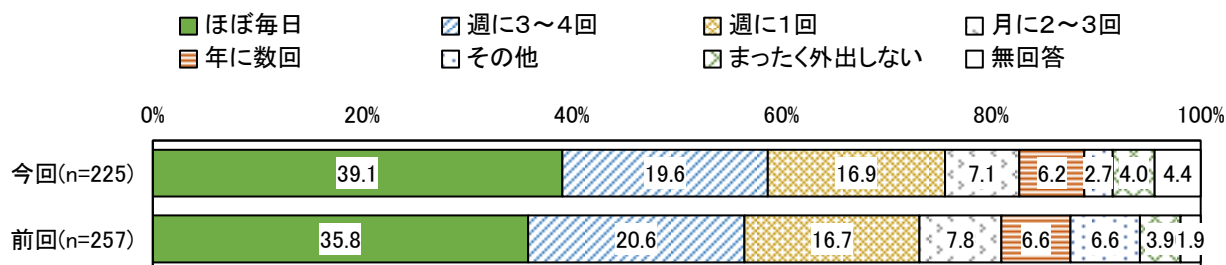
就職するために必要な条件や支援は、「周りの人たちの障害に対する理解」が前回調査と同様に最も多く、40.0%で13.5ポイント増加しています。また、その他の項目についても前回調査から増加しており、様々な条件や支援が求められていることがわかります。



(4) 外出について

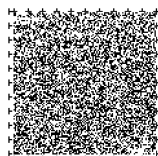
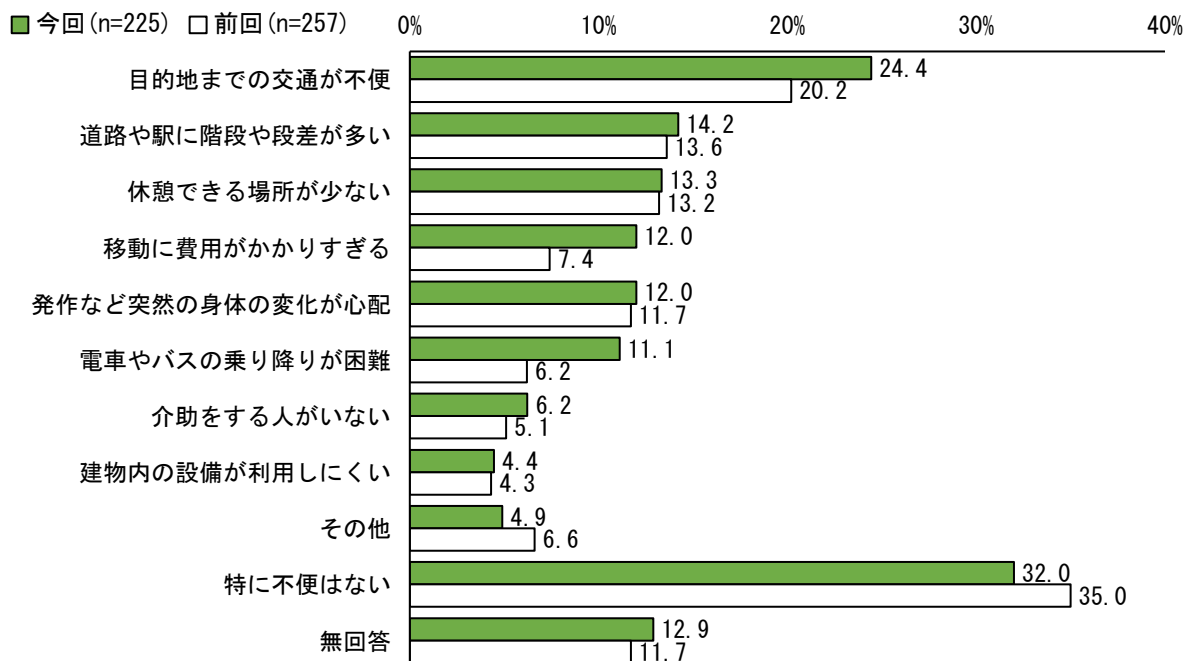
○ふだんの外出頻度

ふだんの外出頻度は、「ほぼ毎日」が39.1%で最も多く、次いで「週に3～4日」が19.6%となっており、概ね前回調査と同様の傾向がみられます。



○外出の際に特に不便に感じること

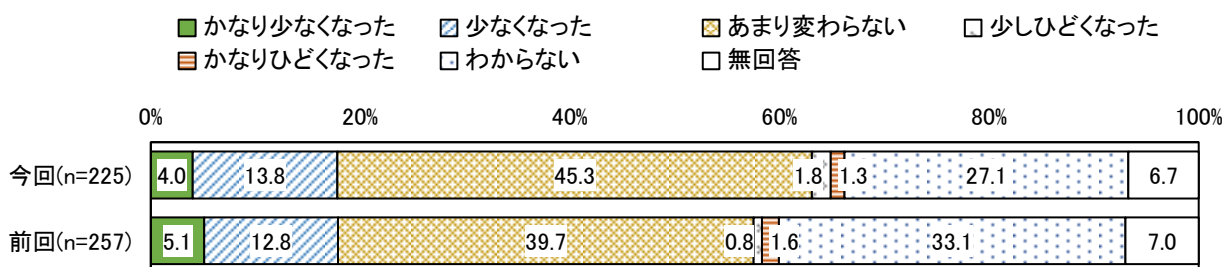
外出の際に特に不便に感じることは、「目的地までの交通が不便」が前回調査と同様に最も多く、24.4%で前回調査から4.2ポイント増加しています。また、「移動に費用がかかりすぎる」と「電車やバスの乗り降りが困難」の割合が前回調査から比較的高くなっています。



(5) 権利擁護について

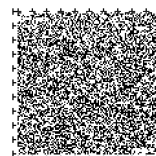
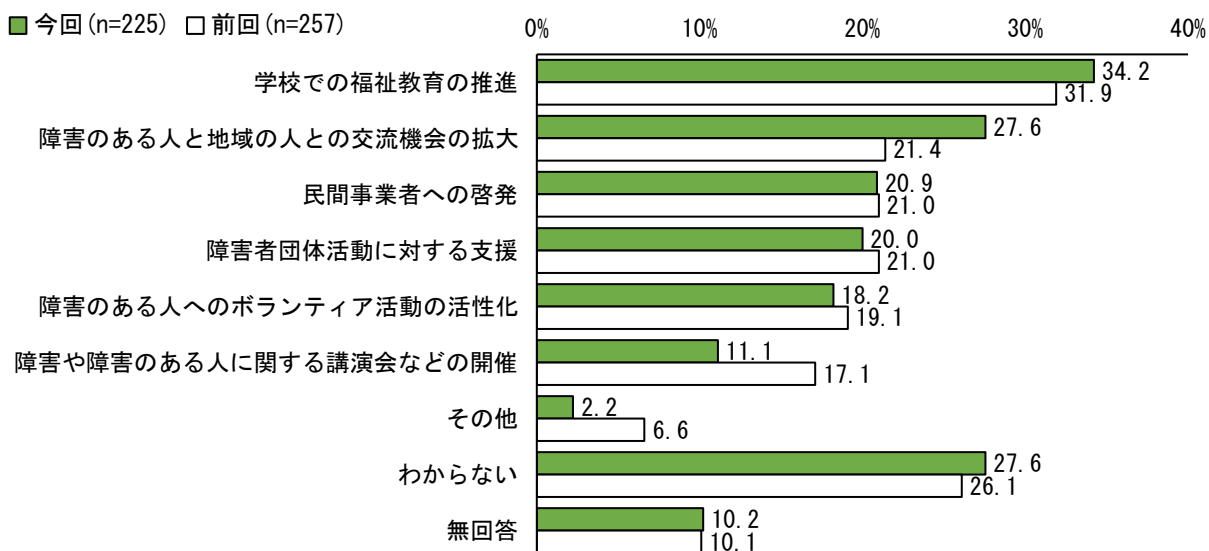
○障害のある人への差別や偏見（5年前との比較）

障害のある人への差別や偏見について、前回調査と概ね同様の傾向がみられ、「あまり変わらない」が最も多く、45.3%となっています。



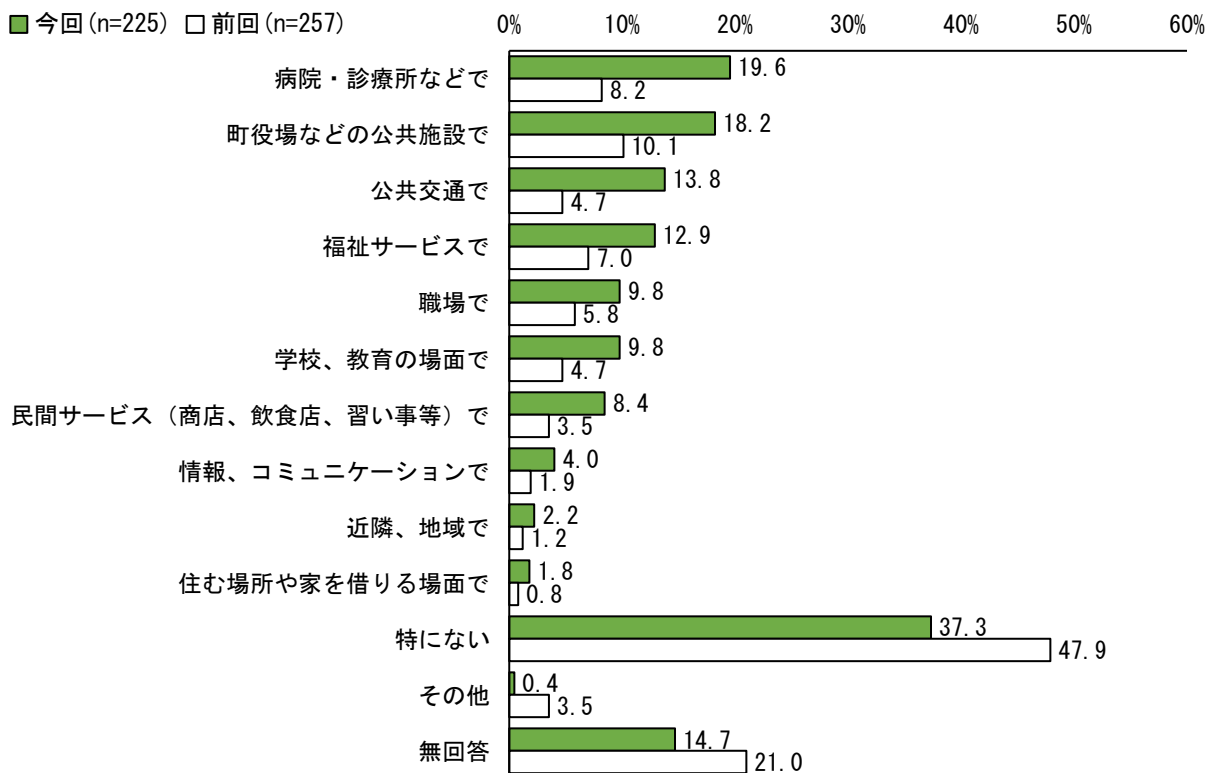
○障害のある人への理解を深めるために必要なこと

障害のある人への理解を深めるために必要なことは、前回調査と同様に「学校での福祉教育の推進」が最も多く、34.2%となっています。次いで「障害のある人と地域の人との交流機会の拡大」が27.6%となっており、前回調査から6.2ポイント増加しています。



○障害のある人への配慮（良かったこと、助かったこと、改善されたこと）

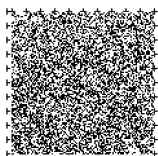
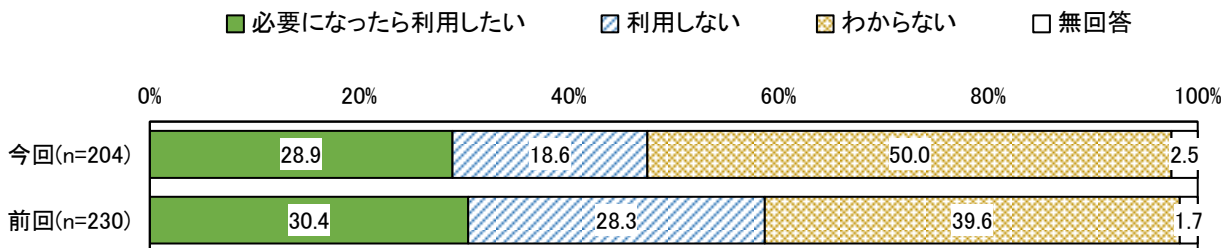
障害のある人への配慮は、「病院・診療所などで」が19.6%で最も多く、以下「町役場などの公共施設で」が18.2%、「公共交通で」が13.8%、「福祉サービスで」が12.9%などとなり、全体的に前回調査から割合が増加しています。



○成年後見制度の利用希望

成年後見制度の利用希望は、「必要になったら利用したい」が28.9%で前回調査と同程度の利用希望となっています。

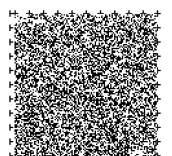
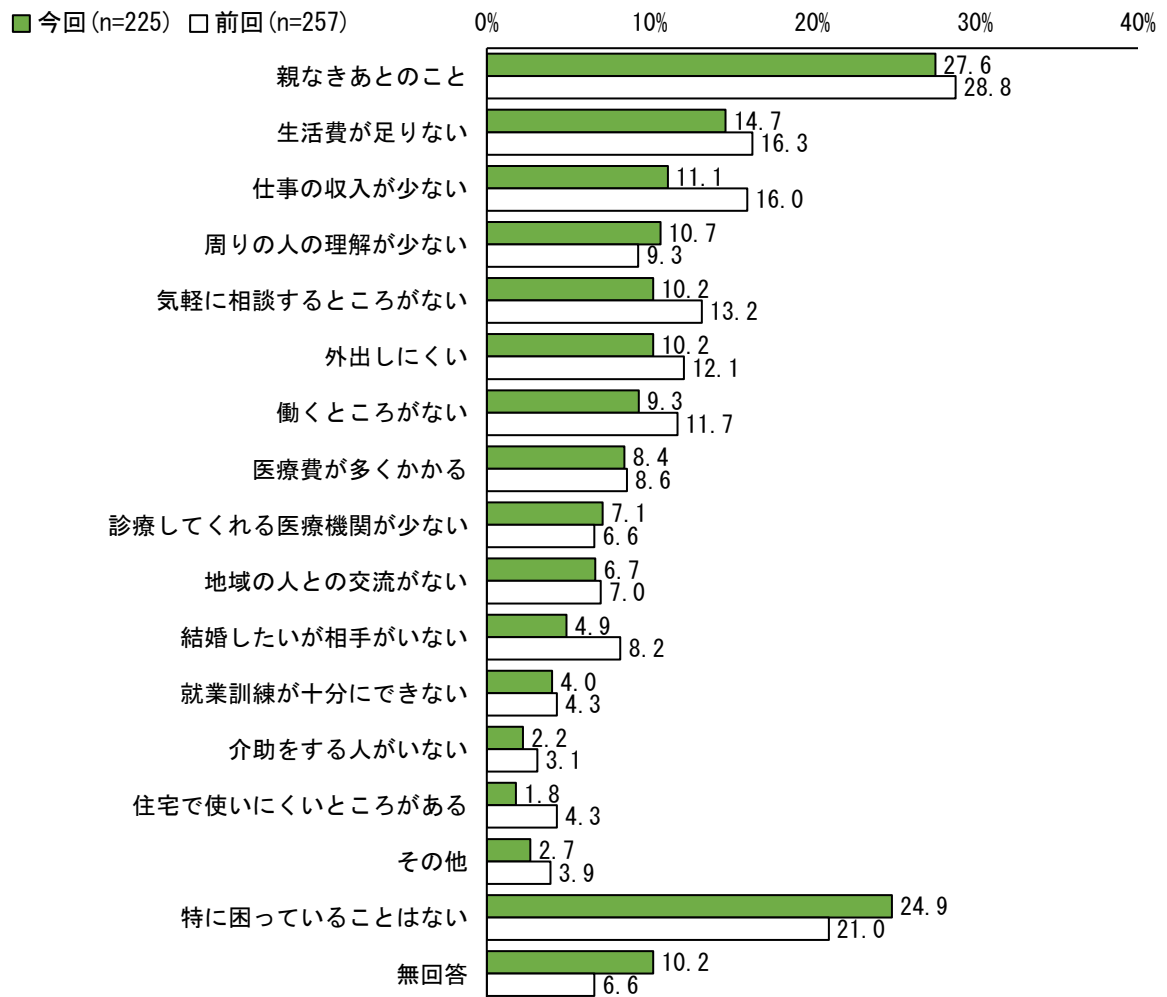
一方、「わからない」が50.0%を占めており、前回調査から10.4ポイント増加しています。



(6) ふだんの生活について

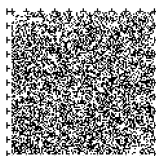
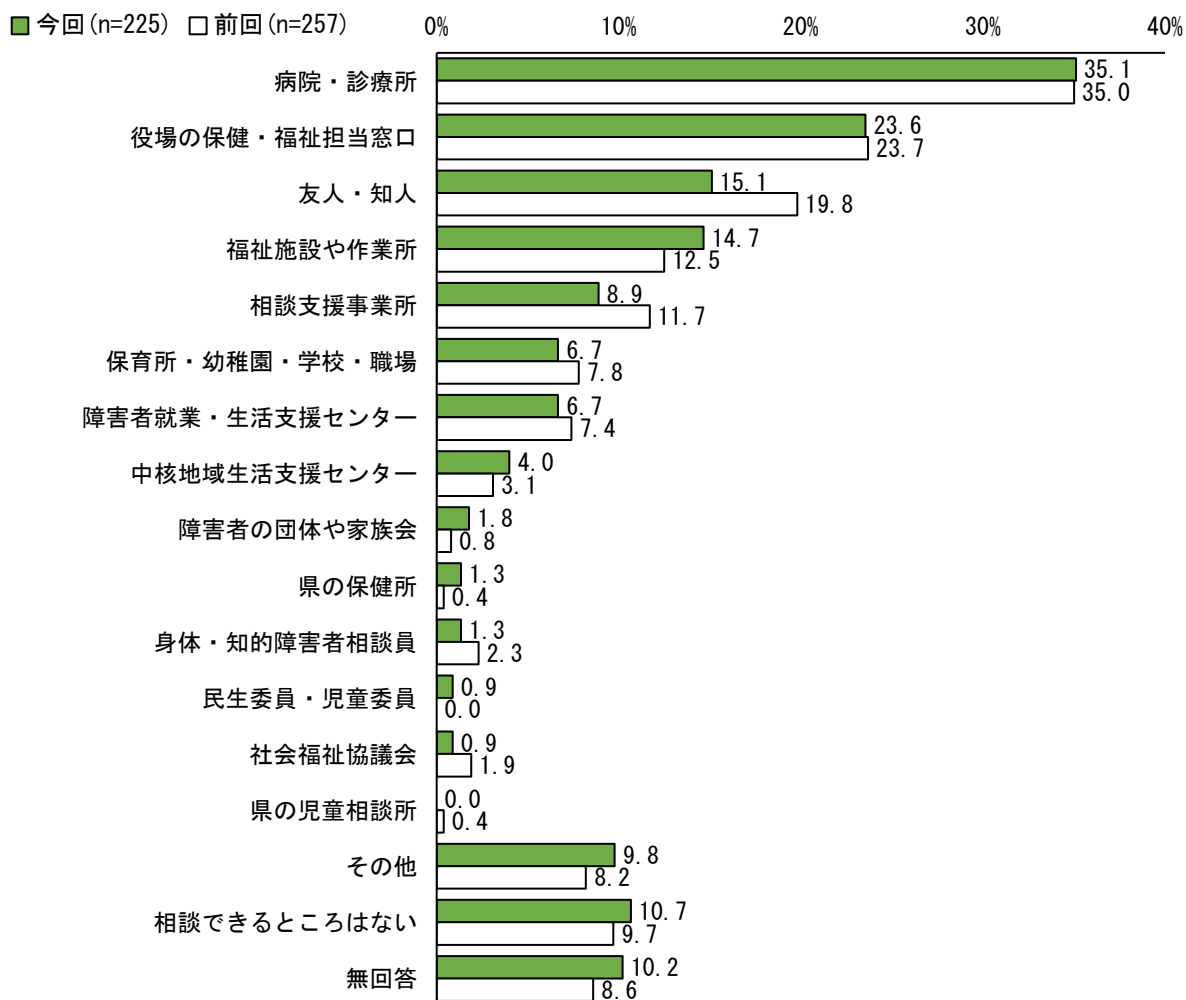
○現在の生活で困っていることや悩んでいること

現在の生活で困っていることや悩んでいることは、前回調査と概ね同様の傾向がみられ、「親なきあとのこと」が最も多く、27.6%となっています。



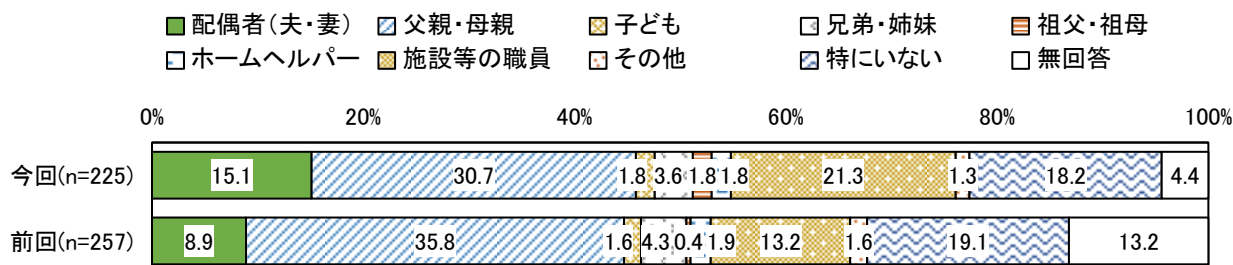
○家族や新せき以外の相談先

家族や親せき以外の相談先は、前回調査と概ね同様の傾向がみられ、「病院・診療所」が35.1%で最も多く、次いで「役場の保健・福祉担当窓口」が23.6%となっています。一方、「相談できるところはない」が10.7%となっています。



○主な介助者・援助者

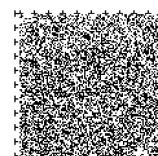
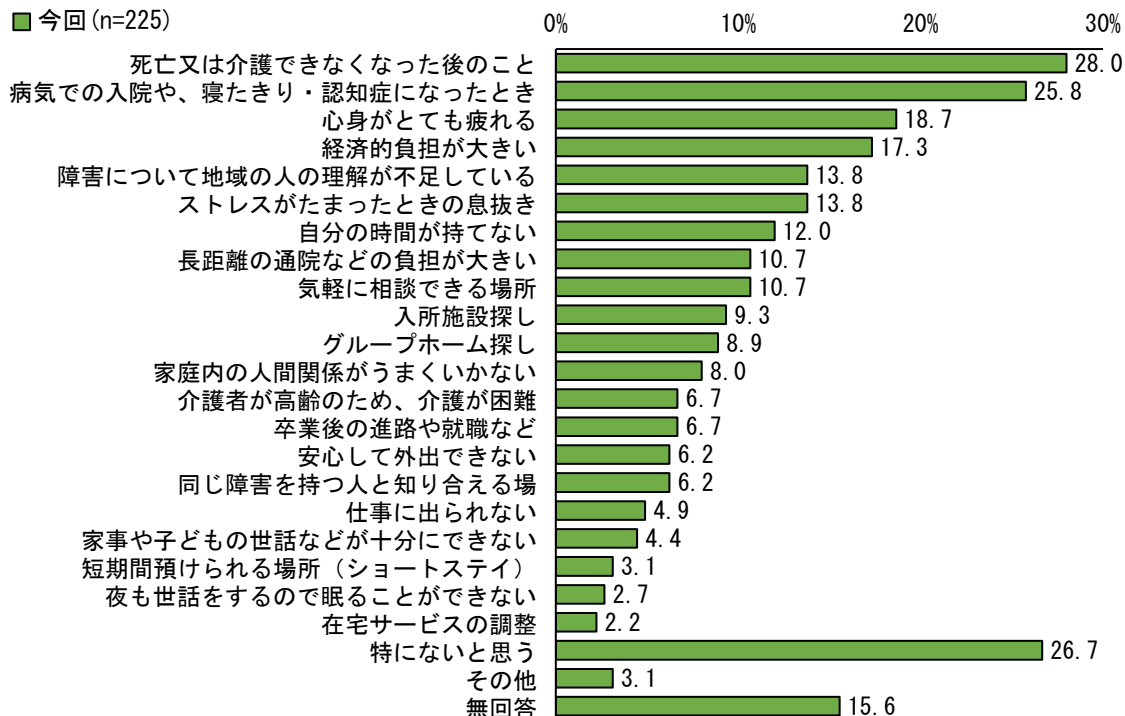
主な介護者・援助者は、「父親・母親」が30.7%で最も多く、以下「施設等の職員」が21.3%、「配偶者（夫・妻）」が15.1%などとなっています。前回調査と同様の傾向がみられるものの、「父親・母親」が減少し、「施設等の職員」と「配偶者（夫・妻）」が増加しています。



※孫、子どもの配偶者、ボランティアは回答なし

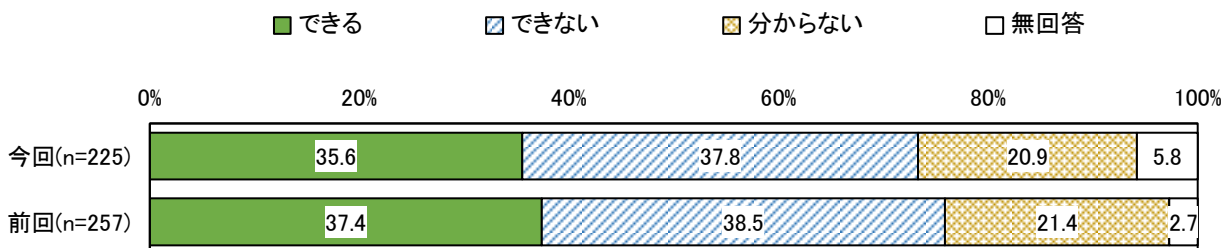
○主な介助者・援助者が困っていること

主な介護者・援助者が困っていることは、「死亡又は介護できなくなった後のこと」が28.0%で最も多く、以下「病気で入院や、寝たきり・認知症になったとき」が25.8%、「心身がとても疲れる」が18.7%、「経済的負担が大きい」が17.3%などとなっています。



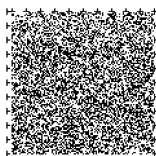
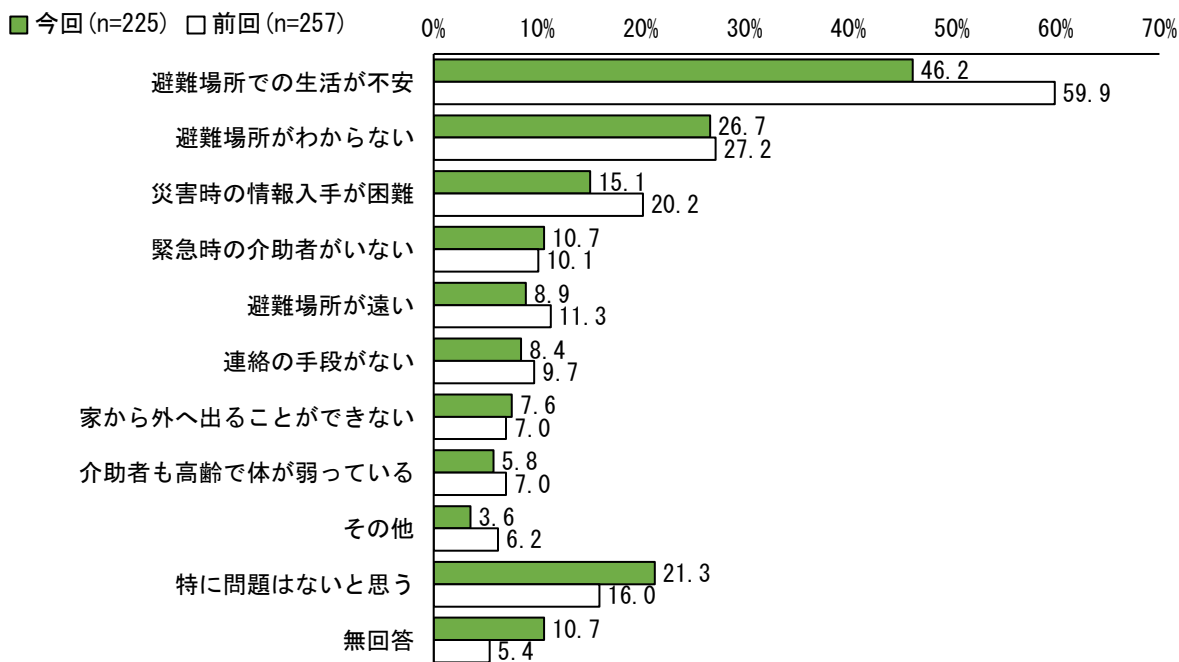
○災害発生時に一人で避難できるか

災害発生時に一人で避難できるかについて、「できない」との回答が37.8%で最も多く、前回調査と同様の傾向がみられます。



○避難する場合に困ること

避難する場合に困ることは、「避難場所での生活が不安」が前回調査と同様に最も多く、46.2%となっていますが、13.7ポイント減少しています。以下「避難場所がわからない」が26.7%、「災害時の情報入手が困難」が15.1%、「緊急時の介助者がいない」が10.7%などとなっており、前回調査と同様の傾向がみられます。

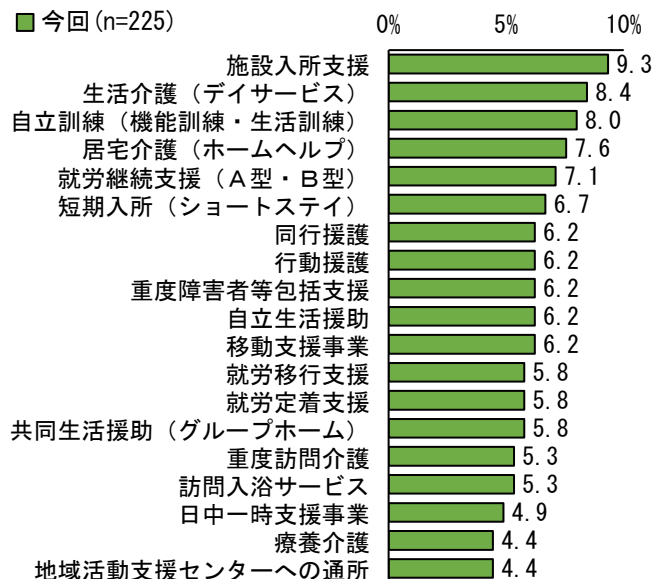


(7) 障害福祉サービスについて

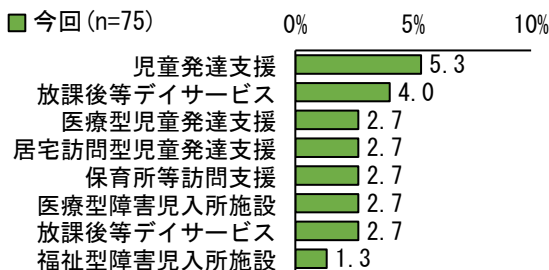
○障害福祉サービスの利用希望

障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの利用希望は次のとおりです。

■障害福祉サービス



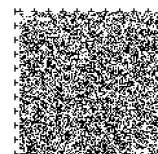
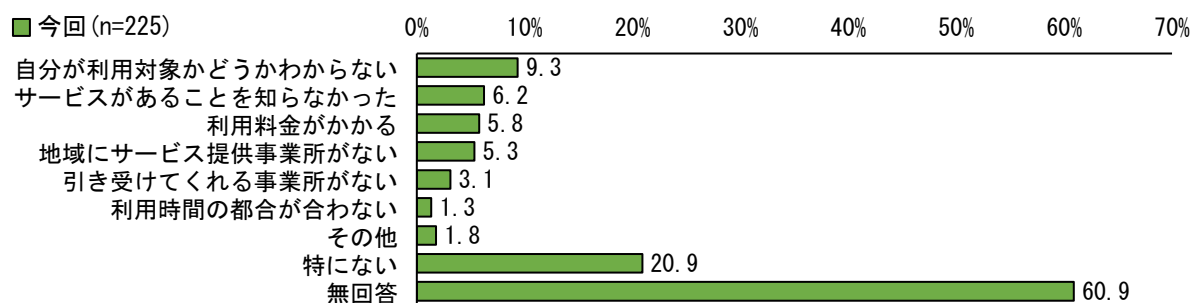
■障害児福祉サービス



※特になし、無回答を除く

○障害福祉サービスや制度の利用にあたって気になることや不安なこと

障害福祉サービスや制度の利用にあたって気になることや不安なことは、「自分が利用対象かどうか分からない」が9.3%で最も多くなっています。

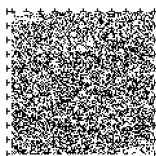
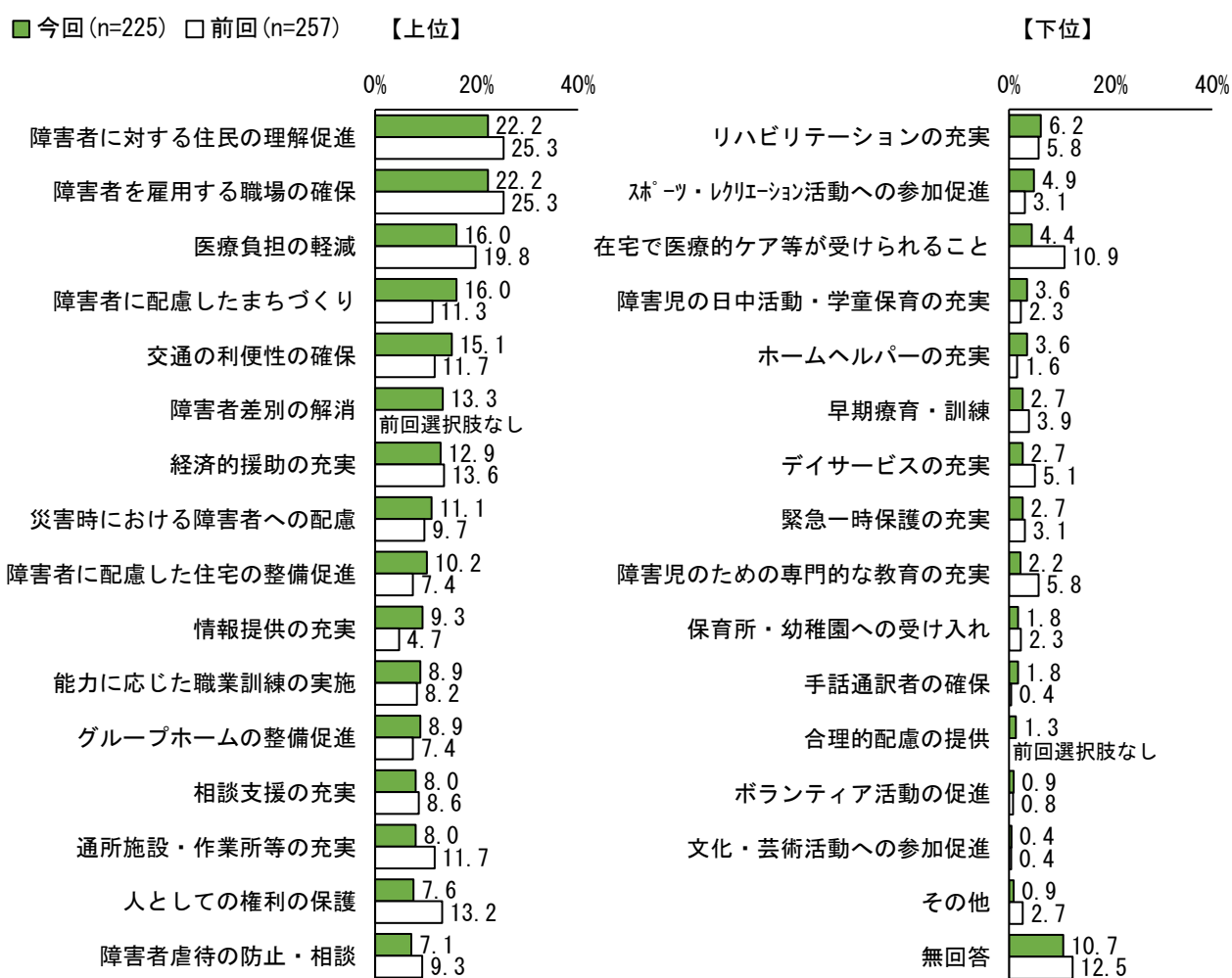


(8) 重点施策について

○障害のある人が住みよいまちづくりのために重点的に進めるべきこと

障害のある人が住みよいまちづくりのために重点的に進めるべきことは、「障害者に対する住民の理解促進」と「障害者を雇用する職場の確保」が前回調査と同様に最も多くなっています。

突出して割合が高い項目はなく、障害や特性、生活状況等により、様々な施策が必要とされていることがわかります。今回、新規で設定した「障害者差別の解消」は13.3%、「合理的配慮の提供」は1.3%となっており、新たな施策や法制度等は施策を推進するとともに、広く周知していく必要があります。

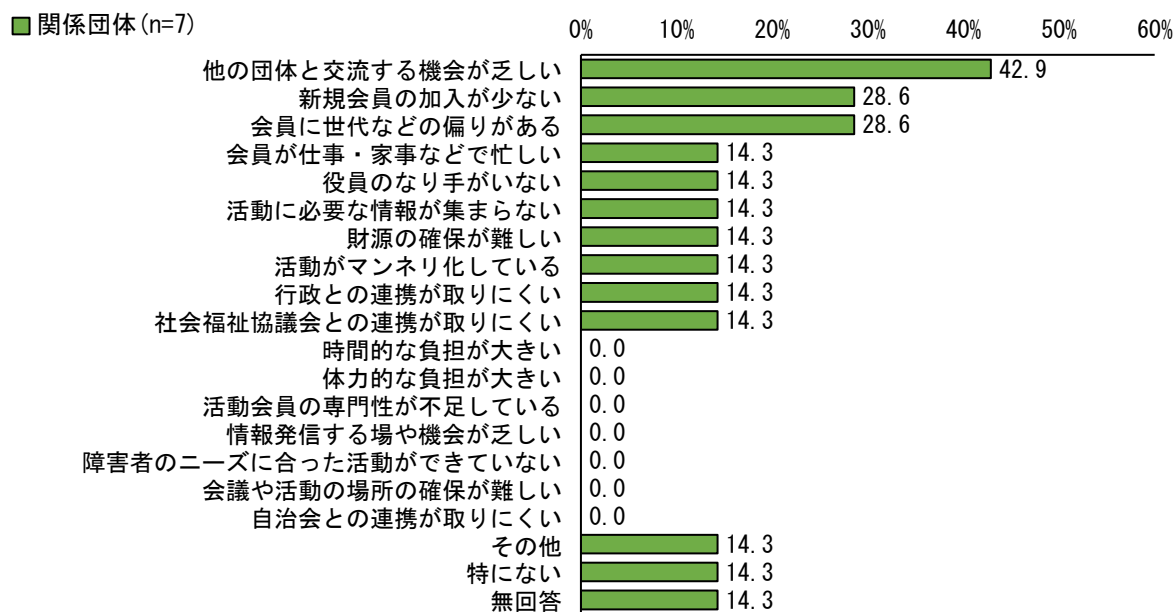


6 ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 福祉関係機関へのヒアリング調査

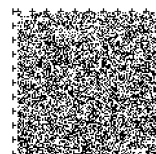
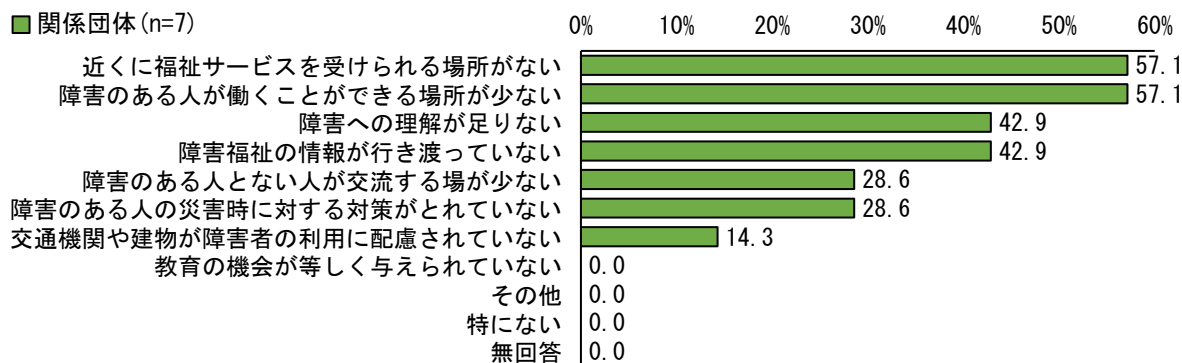
○現在の活動上の課題

現在の活動上の課題は、「他の団体と交流する機会が乏しい」が42.9%で最も多くなっています。次いで「新規会員の加入が少ない」と「会員に世代の偏りがある」が28.6%となっています。



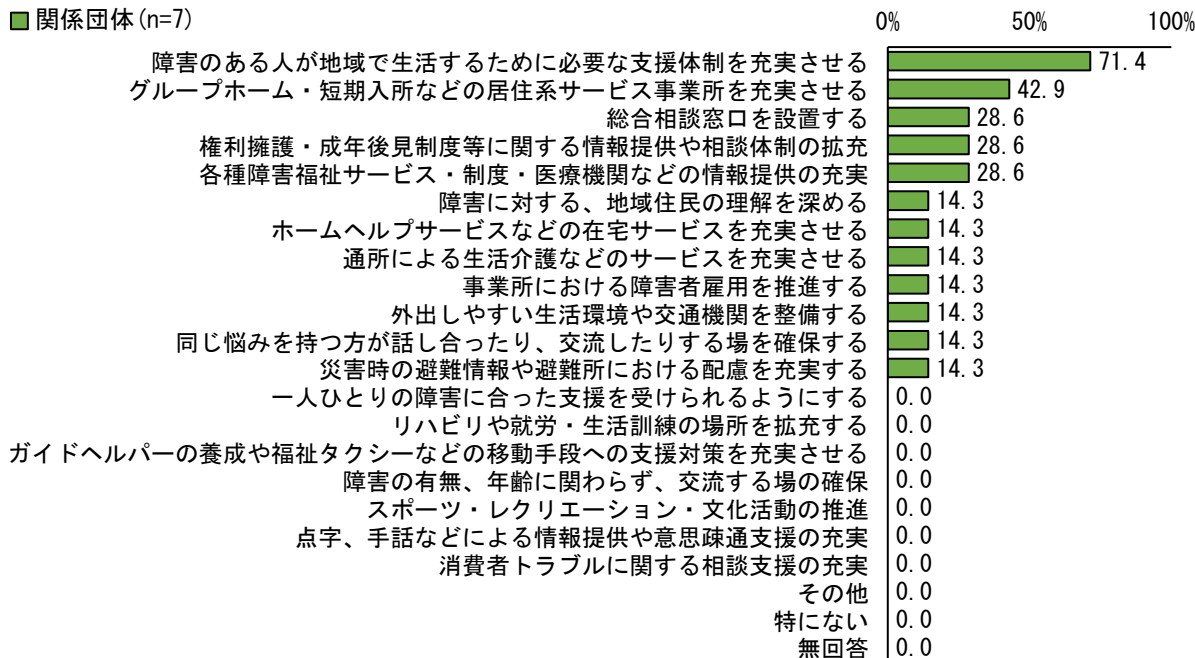
○普段の活動を通じて感じている地域の課題

普段の活動を通じて感じている地域の課題は、「近くに福祉サービスを受けられる場所がない」と「障害のある人が働くことができる場所が少ない」が57.1%で最も多くなっています。



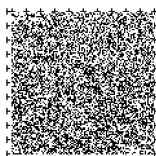
○町の障害福祉でこれから必要なこと

町の障害福祉でこれから必要なことは、「障害のある人が地域で生活するために必要な支援体制を充実させる」が71.4%で最も多く、次いで「グループホーム・短期入所などの居住系サービス事業所を充実させる」が42.9%となっています。



○その他の自由意見

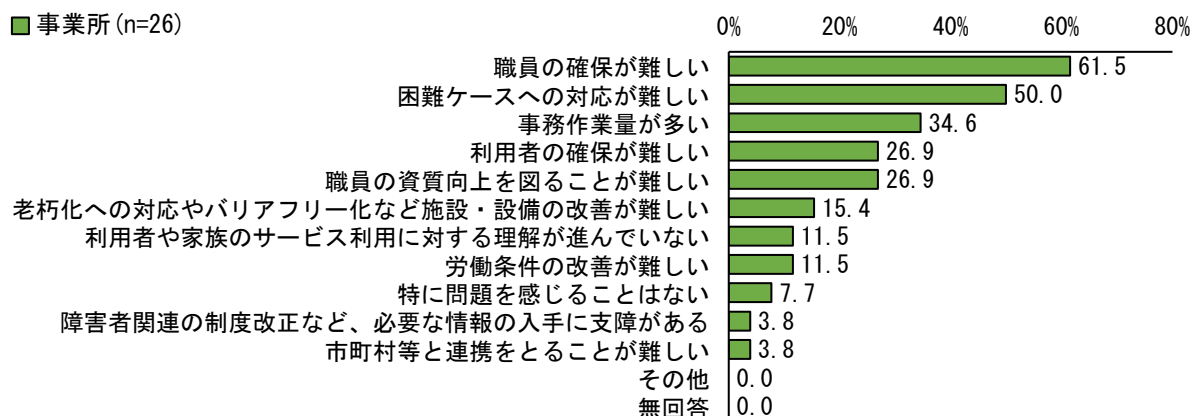
- ・町内で利用できる資源が不足している。町民の理解不足もあるため、解消するために行政の働きかけが必要ではないか。
- ・住民の障害への理解も大切ですが、行政職員への研修や県条例等の周知が必要。以前、困り事に配慮し、寄り添った対応をされた職員の方がいて助かった。研修や指導により、職員の質の向上をすることで、住民の障害への理解に広げられるのではないか。
- ・サービスを利用している方が、所属を離れるとサービスを受けられず、他のサービスを利用する際、連携体制が取れずに継続した支援につながらない。
- ・サービスを利用しようと思っても、ケアマネが見つからない、事業所の職員が足りない、新規で受けられないなどの問題があり、なかなか利用につながらないケースが多い。
- ・制度の対象にならない方でも、柔軟に対応していただけるとありがたい。サービスを提供する側への手厚い支援も必要。



(2) 障害福祉サービス事業所へのヒアリング調査

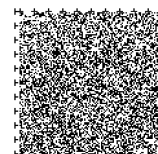
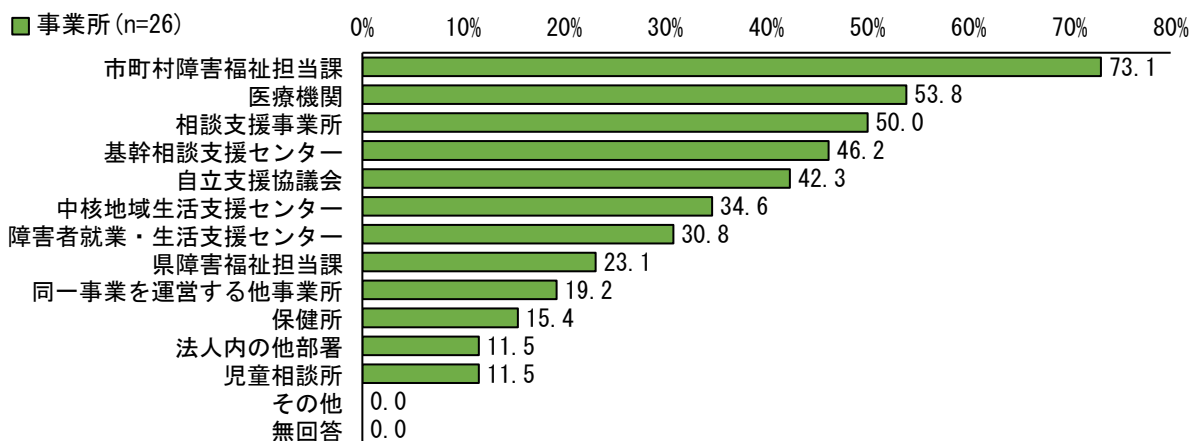
○事業を実施していることや課題

事業を実施していることや課題について、「職員の確保が難しい」が61.5%で最も多く、以下「困難ケースへの対応が難しい」が50.0%、「事務作業量が多い」が34.6%、「利用者の確保が難しい」と「職員の資質向上を図ることが難しい」が26.9%などとなっています。



○今後より連携を充実したい機関

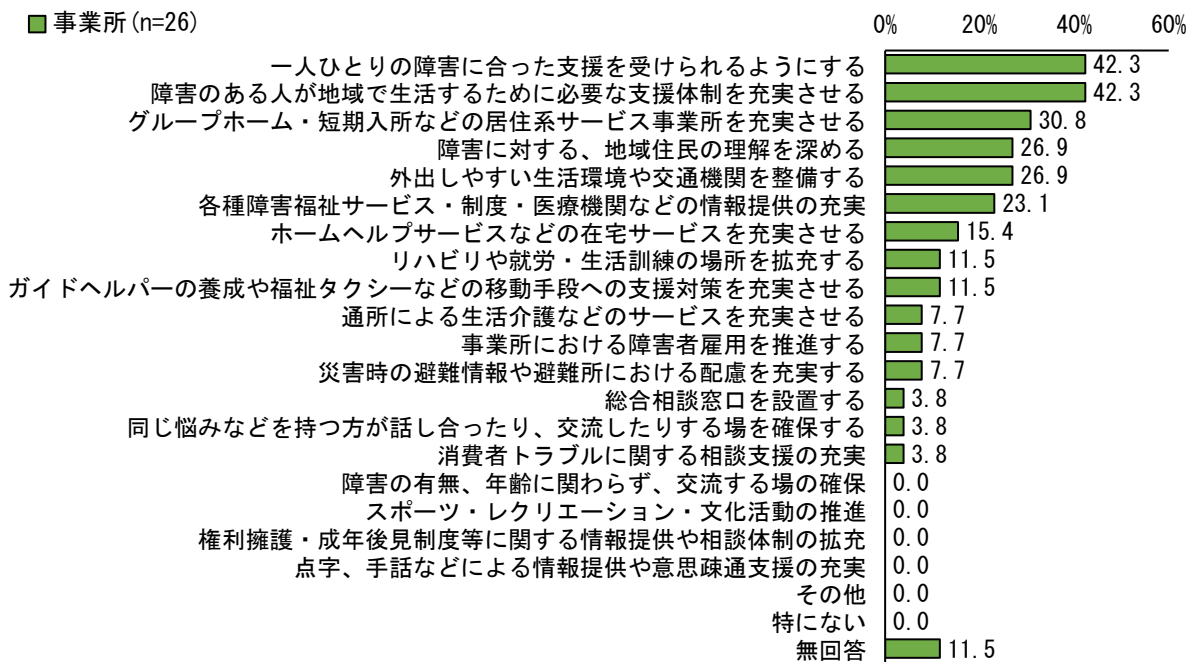
今後より連携を充実したい機関は、「市町村障害福祉担当課」が73.1%で最も多く、以下「医療機関」が53.8%、「相談支援事業所」が50.0%、「基幹相談支援センター」が46.2%などとなっています。



○町の障害福祉でこれから必要なこと

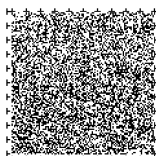
町の障害福祉でこれから必要なことは、「一人ひとりの障害に合った支援を受けられるようにする」と「障害のある人が地域で生活するために必要な支援体制を充実させる」が42.3%で最も多く、次いで「グループホーム・短期入所などの居住系サービス事業所を充実させる」が30.8%となっています。

福祉関係機関においても「障害のある人が地域で生活するために必要な支援体制を充実させる」が第1位、「グループホーム・短期入所などの居住系サービス事業所を充実させる」が第2位となっています。



○その他の自由意見

- ・地域の社会資源は限られているので、そこに住んでいる人たちが安心してこれからも住み続けられるような受け皿やしくみの充実を期待する。
- ・困っている人、情報を知らない人が気負わず相談できたり、体験できたりすることができる体制をつくってほしい。
- ・障がいあるなしに関わらず、子どものことについて相談にのってくれたり、どこかにつなげたりしてほしい。
- ・乗合いタクシーやふれあいバスが市町内に限られるなど、圏域で動く部分と、市町で動く部分で分断が生じない地域づくりを心がけていただきたい。



7 障害者を取り巻く現状と課題

(1) 安心できる保健・医療の体制づくり

アンケート調査結果では、通院している障害者が約8割、月に1回以上通院している障害者は5割弱となっています。

地域で安心して自立した暮らしを継続するためには、身近な地域でいつでも適切な医療サービスやリハビリテーション等を受けられる体制が重要です。

今後、障害者の高齢化や障害の重度化がさらに進むことが想定されます。また、国においては、医療的ケアが必要な児童への支援をはじめとし、精神障害者や難病患者等への保健・医療の充実及び適切な提供が求められており、さらなる保健・医療等の関係機関の連携強化や人材の育成・確保等を図っていくことが重要です。

(2) 障害のある児童の教育・保育の充実

アンケート調査結果では、通園・通学において、子ども同士の関係づくりが最重要課題となっていることがわかりました。

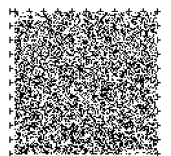
子どもたちが、お互いの個性や考え方等を尊重し合える環境を育むためには、障害のある児童も障害のない児童もともに学び合える「インクルーシブ教育システム」を推進していくことが重要です。そのためには、障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、障害の状況や教育的ニーズに応じて、適切な指導や必要な支援を受けることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場の充実を図るとともに、障害のある児童及び保護者の意向等を踏まえた支援を提供していく必要があります。

(3) 就労・社会参加の機会の充実

障害者が地域で自立した生活を送るためには、働く意欲のある障害者がその適性に応じて個性や能力を自分らしく発揮できるように支援することや、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等を通じた社会参加を促進することが重要です。

アンケート調査結果では、就職するために必要な条件や支援として、「周りの人たちの障害に対する理解」「事業主の障害に対する理解」などの割合が前回調査と同様に高くなっており、最も配慮すべき視点であり、社会参加にもつながる考え方であると言えます。

そのため、障害者の就労支援サービスのニーズを把握するとともに、そのニーズに合わせたサービス提供体制の検討や調整、各種団体、企業等に対する障害者への理解促進や就労環境の充実が求められます。また、文化芸術やスポーツ・レクリエーション等の活動を充実し、障害のある人も障害のない人も、ともに地域の様々な活動に参加し、交流できる環境づくりが必要です。



(4) 地域福祉の推進

障害のある人が、地域の中で安心して生活していくためには、地域の人々や各種団体、企業等との支えあいが重要であり、地域の人々の理解や協力のもとに、支えあいの地域づくりを推進していくことが重要です。

アンケート調査結果では、障害のある人への差別や偏見は、前回調査から大きな変化はないものの、医療機関や公共施設など、あらゆる場所での配慮が少しずつ進んでいることがわかりました。その中で、障害のある人への理解を深めるために必要なこととして、学校での福祉教育や地域での交流機会などが前回調査と同様に、特に重要視されています。

そのため、障害の理解と差別の解消に向けた取組、学校等での福祉教育、身近な地域における交流等により心のバリアフリーを推進し、障害のある人もない人も、誰もが支え合う地域とともに創っていく社会の一員として相互の理解を深め、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指していくことが必要です。

(5) 暮らしやすい環境の整備

障害のある人が、地域の中で安心して生活するためには、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

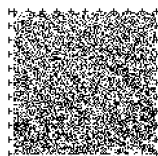
アンケート調査結果では、相談先として「病院・診療所」や「役場の保健・福祉担当窓口」の割合が高くなっています。

そのため、障害のある人のニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、相談機関の周知や充実を図ることが重要です。

一方、「相談できるところはない」との回答が1割程度みられ、自ら相談できない人や潜在的に支援が必要である人等を支援につなぐための体制や連携を強化していくことも重要です。

災害時に障害のある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。アンケート調査結果では、災害発生時に一人で避難できない障害者が4割弱となっており、避難する場合に困ることとして、「避難場所での生活が不安」、「避難場所がわからない」といった割合が高くなっています。

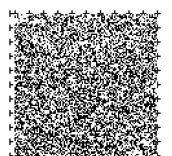
そのため、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全、安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。



(6) 障害福祉サービス等の充実

障害者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、相談体制の強化、各種在宅サービスについて周知を図り、質・量ともに充実したサービス提供体制を検討していくことが必要です。

また、障害のある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障害のある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。成年後見制度等の権利擁護に関わる制度を活用しながら、本人の意思を尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

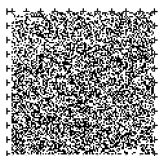
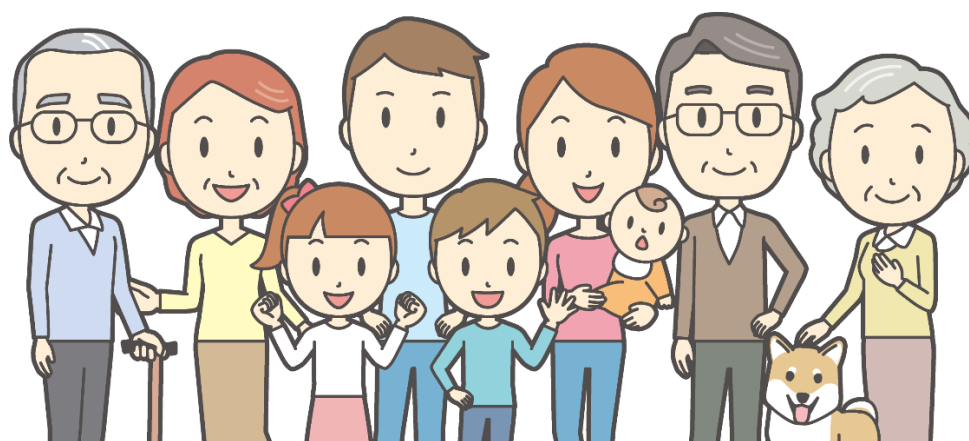
本計画では、第3次障害者基本計画の基本理念（共に育ち、共に暮らし、共に働き、共に支えあう 自立とふれあいのまち）を継承するとともに、地域共生社会の視点を新たに加え、「共に育ち、共に暮らし、共に働き、共に支えあう 自立とつながりのまち」を基本理念とします。

この目標は、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、分け隔てなく、地域で共に育ち、共に暮らし、また、共に働くことができるように進めていくことで、一人ひとりが自分の生き方を選び、日々の生活の中で生きがいを持ち、共にふれあい、共に支えあうことで“つながり”が生まれ、安心して自立した生活を送れるまちを表現しています。

「共に育ち、共に暮らし、

共に働き、共に支えあう

自立とつながりのまち」



2 計画の基本方針

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するために、次の“各分野に共通する横断的視点”により障がい者施策を推進していきます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者の基本的人権を尊重し、障害者の意思決定を支援します。

(2) 共生社会の実現に向けた施策の推進

障害のある、なしにかかわらず、誰もが自分らしく安心して生活することができる共生社会を実現するため、差別の解消やアクセシビリティの向上など、社会的障壁の除去に向けた施策を推進します。

(3) 総合的かつ分野横断的な支援

多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。

(4) 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援

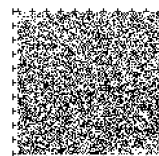
障害者施策は、障害の特性や状態、個々の生活実態等に応じた支援の必要性を踏まえて推進するとともに、障害の特性等のさらなる理解促進に向けた施策の充実を図ります。

(5) 複合的に困難な状況に置かれた障害者への支援

年齢や性別等に関係なく、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて施策を推進します。

(6) 実効性のある施策の推進

P D C Aサイクルを構築し、着実に実行するとともに施策の見直しを行い、実効性のある施策を推進します。



3 基本目標

計画の基本理念を実現するため、次の6つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標1 安心できる保健・医療の体制づくり

様々な障害を抱える子どもや発達に心配のある子どもの症状等の早期発見・療育、生活習慣病予防やがん予防などの健康づくり、高齢化による障害や障害の重度化などへの対応を図ります。

障害のある人や障害のある子ども、難病患者が医療や障害福祉サービス等を受けながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

基本目標2 障害のある児童の教育・保育の充実

障害のある児童の個々の障害の特性に配慮し、子どもの発達に沿った一貫した教育、保育の充実を図ります。

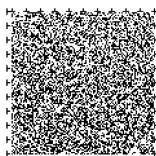
小、中学校においては、特別なニーズのある児童生徒が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を継続します。また、障害のある子どもとその保護者や養護者に対する相談支援体制の充実を図ります。

基本目標3 就労・社会参加の機会の充実

障害のある人の経済的自立と社会参加を促進するため、障害者雇用に向けた取組や福祉的就労の場の確保、障害者優先調達推進法を踏まえた取組など、障害のある人の就労の場の確保や機会の拡大を図ります。また、障害のある人もない人も、障害者スポーツの魅力を知ってもらえるよう、様々な障害者スポーツの普及を推進してくとともに、生涯学習やレクリエーション活動等へ参加しやすい環境づくりを推進します。

基本目標4 地域福祉の推進

障害者差別解消法を踏まえ、障害に対する理解や配慮が促進されるよう理解・啓発を推進します。また、障害のある人と地域との交流機会の拡充、地域や学校での福祉教育の推進、身近な地域での見守りや支援などボランティア活動等への参加を促して、支えあう地域福祉を推進します。

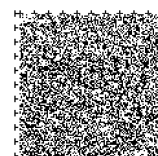


基本目標5 暮らしやすい環境の整備

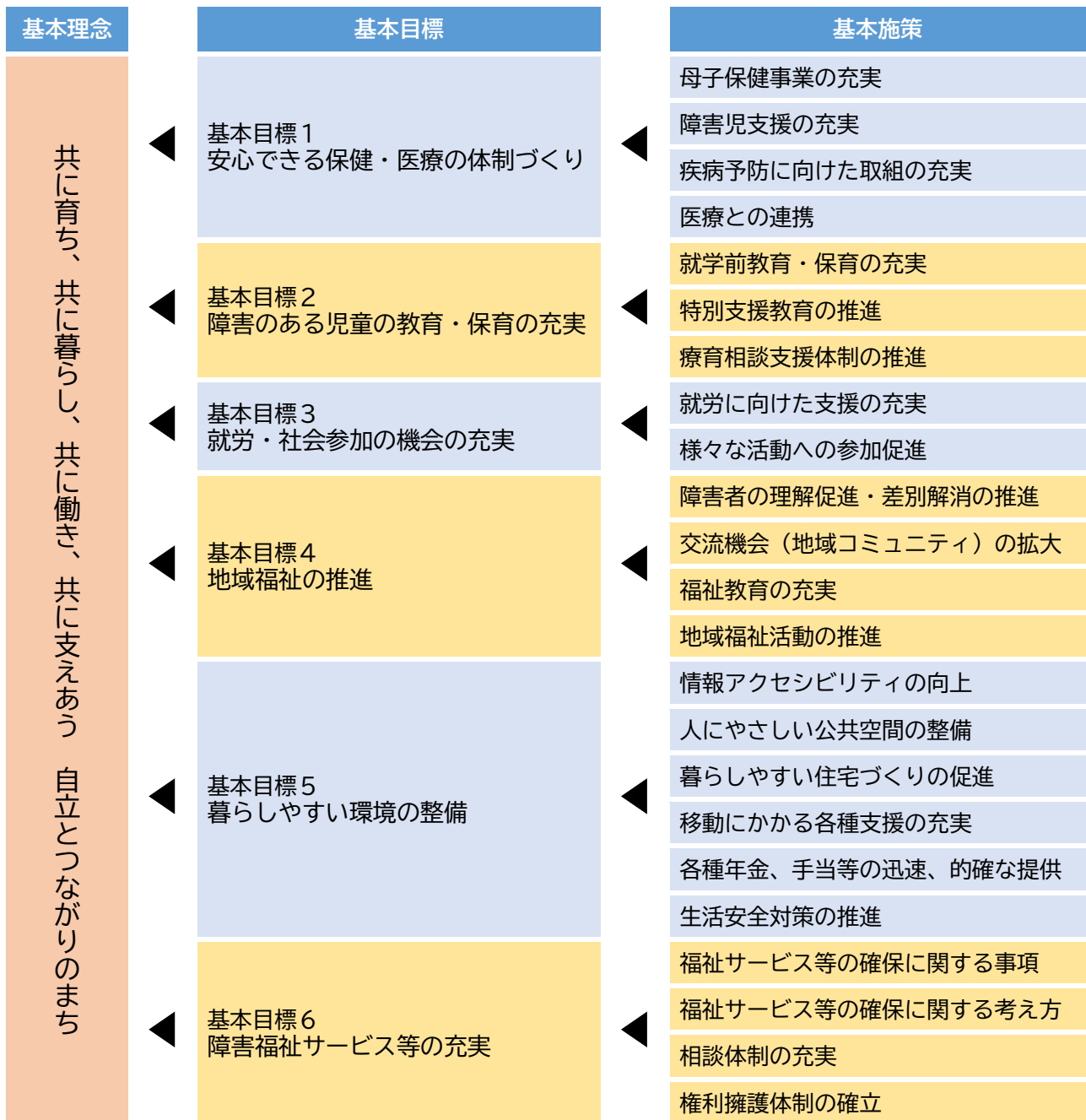
障害のある人への情報提供が適切に行われる情報のアクセシビリティ（利用のしやすさ）を図るとともに、誰もが安全で快適に街を利用できるよう、道路や公共施設における物理的なバリアフリー（障壁の解消）をはじめ、日常のコミュニケーションや移動の支援、災害時や緊急時の対応など、暮らしやすい環境の整備を推進します。

基本目標6 障害福祉サービス等の充実

障害のある人が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実するとともに、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業や児童福祉法に基づく障害児を対象とした各種サービスについて、障害のある人それぞれの状況にあった、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

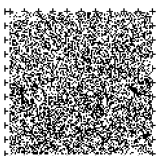


4 施策体系



基本方針

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 自己決定の尊重と意思決定の支援 | (2) 共生社会の実現に向けた施策の推進 |
| (3) 総合的かつ分野横断的な支援 | (4) 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援 |
| (5) 複合的に困難な状況に置かれた障害者への支援 | (6) 実効性のある施策の推進 |



第4章 第4次障害者計画

1 安心できる保健・医療の体制づくり

(1) 母子保健事業の充実

妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業の充実に努めるとともに、発達の違いや障害などの心配がある人については、専門機関などでの適切な療育、相談につながるよう、関係機関との連携を強化していきます。

○伴走型相談支援事業の充実

妊産婦、乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援並びに妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。また、令和5年7月に子育て支援情報アプリを導入し、子育てに関する情報をタイムリーに発信します。

○妊婦健康診査の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理、低出生体重児の予防等に努めます。

○乳幼児健康診査・相談の充実

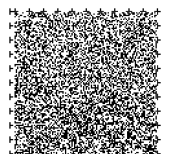
乳幼児期の各期における健康診査等（乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査）を行い、疾病や障害の早期発見、早期療育のための相談・指導（子育て相談、言葉の教室、保育所等巡回相談）を継続し、就学につなげていきます。

○妊産婦・乳幼児訪問の充実

妊産婦、乳児及び幼児の家庭を訪問し、心身の健康状態、生活環境、疾病予防等について、保健師・助産師が相談・指導を継続していきます。また、未熟児や医療依存度の高い乳児を抱えている家庭等に対し、保健師・助産師の訪問等による相談・指導についても継続して実施していきます。

○子育て支援ファイルの活用の促進

山武圏域自立支援協議会が作成・発行した「山武地区子育て支援ファイルあおぞら」を妊娠届出時に全妊婦へ配布し、出産後から子どもの成長発達の記録ができるようにしています。また、保護者が記録した情報は、必要に応じて関係機関が共有することで、適切で切れ目のない支援の継続を図ります。



(2) 障害児支援の充実

障害のある子どもの療育の広域的かつ有機的な連携を図り、対象児の幼少期から成人期までの一貫継続した支援体制の継続に向けた仕組みづくりを進めます。

○相談支援ファイルの活用の促進

山武圏域自立支援協議会が作成・発行した「山武地区相談支援ファイルあおぞら2」を活用し、発達に心配のある子どものライフステージが変化する時や、複数の機関で支援を行う際に、支援方針の引き継ぎや情報の共有に役立てることで質の高い支援の継続を図ります。

○自立支援協議会障害児部会の運営強化

山武圏域自立支援協議会に設置されている障害児部会を通じ、障害のある子どもに関する困難事例の検討、障害児支援に関する勉強会や課題の検討を行い、情報共有・情報交換を進めていきます。

○地域療育ネットワークの推進

障害のある子どもの幼少期から成人期までの一貫した支援体制の継続に向けた仕組みづくりや、児童期における療育支援及びその後の移行期の連絡調整（福祉・医療・教育など）の連携を円滑にするコーディネート（総合調整）について、香取海匠地域に本町が加わり共同委託している療育支援コーディネーターを引き続き配置していきます。

○児童発達支援センターの整備

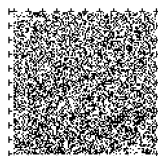
障害のある子どもに対する支援を充実させるため、「山武圏域自立支援協議会」「香取海匠地域療育システムづくり検討会」による広域での情報共有を図りつつ、社会福祉法人等における民間活力を視野に入れた児童発達支援センターの整備を推進します。

○医療的ケア児への支援

山武圏域自立支援協議会の障害児部会で「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置しており、地域における医療的ケア児等が必要な支援を円滑に受けることができるよう、体制の整備に努めます。

○障害のある子どもを持つ保護者への支援

不安を抱えている保護者に対しきめ細かな支援ができるよう、療育に関する相談体制を強化します。また、保護者が子どもの特性を知り、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としたペアレントプログラムを引き続き山武圏域自立支援協議会の障害児部会及び地域の関係機関で実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。



(3) 疾病予防に向けた取組の充実

「自らの健康は自らつくる」を合言葉に、住民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、町健康こども課で実施している各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、障害の原因となる疾病等の予防に向け、保健事業の推進を図ります。

各種健（検）診については、誰もが受診できるよう、集団健（検）診以外に個別健（検）診の受診体制を整えます。

○特定健康診査・保健指導等の充実

40歳から74歳の町国民健康保険の被保険者の方に特定健康診査を実施し、特定健康診査の結果、生活習慣改善が必要な方に、生活習慣改善のための支援として特定保健指導等を推進します。また、75歳以上の方を対象に後期高齢者健康診査を実施します。

○がん検診の実施

胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん等の早期発見を目的とした検診を継続していきます。

○健康教育・相談の推進

障害の原因となる生活習慣病の予防と健康づくりのため、生活習慣の改善指導や正しい知識の普及・啓発に努めます。また、生活習慣病等に対する食生活や運動の助言、心の病に対する医療や社会復帰のためのサービスの紹介等、健康についての総合的な相談を推進します。

○保健・福祉・医療の連携

疾病や障害の重度化を防止し、健康増進を図るため、定期的に情報共有の検討会を実施し、保健・福祉・医療との連携を推進します。

○心の健康（メンタルヘルスケア）の推進

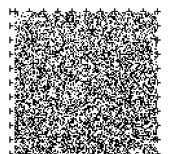
自殺予防やうつ病対策、ひきこもり者に対する施策等の精神保健福祉の様々な課題にも対応できるよう、関係機関及び関係団体等とのネットワークの構築や相談体制の強化を図り、メンタルヘルスケアの推進を図ります。また、令和元年6月に設置した自殺対策連絡協議会において、自殺対策の取組等について、関係機関及び関係団体等と情報共有、情報交換を実施します。

(4) 医療との連携

障害のある人や障害のある子ども、難病患者が医療や障害福祉サービス等を受けながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

○医療と障害福祉関係者等の連携

障害のある人や障害のある子ども、難病患者が切れ目のない適切な医療と障害福祉サービス等を受けられるよう、医療関係機関と障害福祉関係者等のスムーズな連携を支援します。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけて山武圏域共同で取り組んでいきます。



2 障害のある児童の教育・保育の充実

(1) 就学前教育・保育の充実

障害のある子どもや発達に心配のある子どもの一人ひとりが乳幼児から学校卒業まで一貫した計画的な教育を受けられる体制を整備していきます。また、行政・教育・福祉・医療など、関係機関の連携を強化し、総合的な支援体制づくりを進めます。

○障害児教育・保育の充実

障害のある子どもが子ども・子育て支援新制度による教育・保育等を利用できるよう、幼稚園や保育所（園）での障害のある児童の受け入れを進め、障害に配慮した教育・保育を実施します。

○就学支援・相談体制の充実

関係機関との連携を密にして、障害の種類や程度に応じた適切な就学を推進するための就学相談を実施します。

(2) 特別支援教育の推進

知的障害をはじめ、発達障害である学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラムなど、特別なニーズのある児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、合理的配慮の観点を踏まえた特別支援教育の推進を図ります。

○特別支援教育コーディネーターの活用

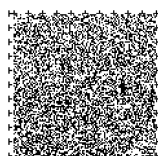
障害のある児童・生徒やその保護者のニーズに適切に対応するため、児童・生徒や保護者、担任、外部機関との連絡を円滑化し、発達障害への理解や個別指導計画の作成方法を校内で共有化するよう、特別支援教育コーディネーターを活用します。

○教職員の資質向上

山武圏域自立支援協議会や町教育課などと連携しながら、様々な障害について教職員の理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導ができるよう研修体制を充実し、教職員の資質向上に努めます。

○保健・福祉・保育との連携

特別支援教育の実施にあたり、保健・福祉・保育部署との連携を図り、一貫した教育ができるよう情報の共有化を図ります。



○インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育の構築に向けて、障害の特性に合った合理的配慮について考え、障害の有無に関わらず共に学び合える交流及び共同学習を推進します。

(3) 療育相談支援体制の推進

障害のある子どもが早期支援を受けられるよう、障害の心配のある段階からの支援、学校への入学・卒業時などのライフステージ移行時における支援、思春期の不適応行動への支援、困難事例への対応など、保護者に寄り添った継続的・段階的な関わりを行うため、療育相談支援体制の推進を図ります。

○地域療育システムづくり検討会の活用

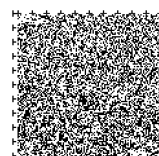
障害のある子ども及びその保護者又は養護者に対する相談支援（福祉サービスの利用、社会資源の活用、社会生活力の向上、権利擁護、専門機関の紹介など）を行うため、地域の療育支援体制を構築するための「香取海匠地域療育システムづくり検討会」を活用し、引き続き障害のある子どもの地域生活支援の促進を図ります

○療育支援コーディネーターの配置

障害のある子どもの幼少期から成人期までの一貫した支援体制の継続に向けた仕組みづくりや、児童期における療育支援及びその後の移行期の連絡調整（福祉、医療、教育など）の連携を円滑にするコーディネート（総合調整）について、香取海匠地域に本町が加わり共同委託している療育支援コーディネーターを引き続き配置していきます。

○自立支援協議会障害児部会の活用

山武圏域自立支援協議会に設置されている障害児部会を通じ、障害のある児童への療育相談支援に関する困難事例の検討などの研修会を行い、情報共有、情報交換を進めていきます。また、ペアレントプログラムの実施などを通して交流を深め、発達障害や発達に心配のある子どもを育てる保護者が安心して子育てができるよう引き続き支援していきます。



3 就労・社会参加の機会の充実

(1) 就労に向けた支援の充実

町内及び広域の事業所に対し、障害のある人の雇用について普及啓発を行います。また、就労支援に携わる関係者同士の連携を強化して、障害のある人の雇用を促進します。

○公共機関等での雇用の促進

町内の公共機関や公的事业を委託している事業者での雇用の推進を図り、法定雇用率の達成を促すとともに、障害のある人の働く場所の拡大を目指します。

○障害のある人の雇用に関する企業の理解促進

障害のある人の雇用拡大について、企業に対して啓発活動を行い、雇用者側の理解を促進するとともに、法定雇用率の達成を促します。また、障害のある人にとって働きやすい職場環境となるよう、施設の改善や従業員の理解等について関係機関と連携を図りながら啓発を行います。

○障害者雇用の職場定着支援、ジョブコーチによる支援

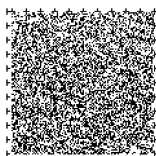
障害者の雇用の場での定着を図るため、ジョブコーチによる支援等を企業、事業所に促し、障害のある人が職場に適応できるよう、障害者就業・生活支援センターと連携し、支援を推進していきます。

○関係機関との連携強化

県、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係団体と連携強化を図り、相談や情報提供を通して障害のある人の一般就労の促進を進めます。一般就労が困難な障害のある人については、福祉的就労の拡大を図るため、関係機関や近隣市町村との連携のもと、多様な就労の場の確保に努めます。

○自立支援協議会就労部会の運営強化

山武圏域自立支援協議会の障害児部会と就労部会による情報の共有や事例検討などの研修会を行い、就労支援に携わる関係者の連携を強化し、障害のある人の雇用を促進します。



○福祉的就労の推進

働くことを希望する一般就労が困難な障害のある人に対し職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられる施設における福祉的就労が今後も展開されるよう支援に努めます。また、福祉的就労の場の設置や拡大を検討している個人や法人に対し、相談や助言など、可能な支援に努めていきます。

○優先調達推進の推進

障害者優先調達推進法や本町の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、障害のある人に適した業務の発注や、授産品の活用を積極的に推進します。

○障害のある生徒に対する雇用の促進

特別支援学校、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域企業等と連携を図ります。また、特別支援学校高等部2年生以降に学内にて開催される卒業後の進路相談会に積極的に参加し、生徒の希望する進路に合わせた個別支援を行います。

(2) 様々な活動への参加促進

障害の有無にかかわらず、すべての人が様々な文化、芸術活動や学習活動、スポーツ、レクリエーション活動に参加し、生きがいづくりや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進めます。

○障害のある人への生涯学習の場の充実

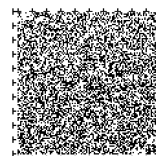
学校教育を修了した障害のある人を対象に、一般教養、スポーツ、レクリエーション等の各種事業を実施し、生活の充実に必要な学習、スポーツ活動の機会を提供するとともに、地域で行われる活動への障害のある人の参加について、地域の理解を促進する働きかけを行います。

○障害のある人への生涯学習の指導者の発掘

文化団体、スポーツ団体等と連携し、障害のある人に文化、スポーツ、レクリエーションを教えることのできる指導者の発掘を行います。

○障害者スポーツを通じた交流の場づくり

障害当事者団体、障害者スポーツ競技団体等と連携をしながら、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを促進します。



4 地域福祉の推進

(1) 障害者の理解促進・差別解消の推進

障害のある人となない人が互いに理解しあい、共に支えあって生きる共生社会を実現するため「心のバリアフリー化」を進めます。また、広報、啓発活動を通じて、障害に対する理解の促進や差別の解消を進めます。

○障害理解のための啓発活動の推進

障害に対する理解を深めるため、国や県が紹介している「身体障害者標識」「聴覚障害者標識」「ほじょ犬マーク」「ヘルプマーク、ヘルプカード」など各種障害のある人に関するマークや、車椅子使用者駐車施設の適正な利用についての周知、普及に努め、「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用促進月間」（9月）等のスケジュールに合わせて広報、啓発活動を実施します。また、聴覚障害者への合理的な配慮のための手話等の普及や環境の整備に努めます。

○町職員への啓発

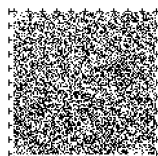
障害に対する地域や職場での理解を深めるため、平成28年4月に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横芝光町職員対応要領」や県が策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」、年に1回開催する障害者差別解消法職員研修及び啓発講座の開催等により、町職員の窓口等における合理的配慮、意識の啓発及び理解促進に継続して努めます。

○障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供に向けた広報、啓発活動を行います。

○障害者差別解消支援地域協議会の活用

障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、平成29年4月から山武郡市3市3町共同で山武圏域障害者差別解消支援地域協議会が組織されました。この協議会では、地域の実情に応じた差別解消のための取り組み事例や相談事例等を検討し、関係機関と連携を図ります。



(2) 交流機会（地域コミュニティ）の拡大

障害のある人を対象にした行事、イベントへの障害のない人の参加を促進し、障害のある人とない人がともに参画し、楽しめる行事やイベントの企画の実施や支援に努めます。

○イベントの開催、後援

本町主催の行事（障害者スポーツ教室、パラカヌー教室）等のイベントを通して、町民の理解と共感を深め、交流の輪を広げます。また、当事者団体や支援団体などが主催するイベントへの後援により、連携を深めていきます。

○当事者団体、支援団体との連携

本町の関連部署と当事者団体や支援団体などとの連携を深め、情報交換や意見交換を行うことで相互理解と情報共有に努めます。

○地域福祉サロン、福祉ネットワークの構築

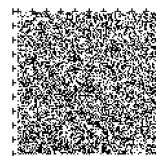
地域で自分らしく生活していくため、さまざまな人が気軽に集い、誰もが楽しく交流できる場所や機会の提供と、その場所を拠点として民間やボランティアグループ等のノウハウを活用し、主体的な運営が地域でできる環境づくりや、福祉ネットワークを構築するための仕組みづくりを促進します。また、社会とのつながりを持たず、家にひきこもりがちにならないよう、自分が得意なことを見つけて生きがい、やりがいを見出し、社会的な役割を担うことができるような民間の支援（互助）について周知を図り、推進していきます。

(3) 福祉教育の充実

子どもの頃から障害に対する正しい理解を育んでいくために、学校教育での福祉教育を継続して充実させていきます。また、町民に障害に対する正しい理解を図るため、生涯学習での福祉教育を充実させます。

○学校教育での福祉教育の充実

小、中学校において、障害のある人について理解を深め、福祉の心の醸成が図られるよう、関係職員の意識や知識、技術の向上に努めながら、福祉教育を実践していきます。子どもたちの障害のある人への理解が深まるよう、車椅子体験、高齢者疑似体験、視覚障害者疑似体験等の福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会の充実や障害の理解促進を図ります。障害福祉分野に一人でも多くの人材が育つことを目指し、中学校などでの福祉関係の進路を目指す生徒への適切な相談、指導に努めます。



○生涯学習での福祉教育の充実

公民館や社会福祉協議会を中心に開催されている福祉講座や講演会などの拡充に努め、本町が実施している出前講座等を活用し、学習する機会の増大を図ります。

(4) 地域福祉活動の推進

社会福祉協議会と連携しながら、障害のある人等の地域生活を支援するボランティア活動の一層の活性化を図るとともに、住民のボランティアへの参画を促進し、地域福祉活動の推進を図ります。

○地域見守り活動の推進

障害のある人や一人暮らし高齢者など、地域で支援を必要とする人へ、民生委員、児童委員や地域ぐるみで見守り活動を進めます。

○ボランティア団体との協働の推進

障害のある人の自立の支援に積極的な活動を展開しているボランティア団体等との協働を進めます。

○ボランティアの養成

社会福祉協議会において、地域福祉活動を支えるボランティアの養成に努めます。また、障害のある人のスポーツ、レクリエーション活動を支える指導者、ボランティアの養成に努めます。

○障害者団体等の活動支援

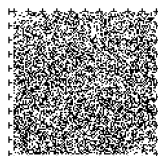
障害者団体は障害のある人の自立や社会参加を促進する組織として重要であることから、今後も障害のある人や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、障害のある人がより気軽にスポーツ、レクリエーション活動に参加できるよう、障害者団体によるスポーツ、レクリエーションイベントやサークル活動を促進します。さらに、団体に所属していない障害当事者、家族等の交流の場づくり、発達障害のある当事者同士が親睦を深める場であるピアサポート活動の実施についても検討します。

○障害のある人の地域活動への参加の促進

民生委員、児童委員、NPO、ボランティア団体等との連携により、障害のある人の地域活動やイベント等への参加を促進し、町民に対し障害への理解を深める機会の拡充に努めます。

○権利擁護のための成年後見制度等の利用促進

障害等のために判断能力が十分でない身寄りのない障害のある人の権利を保護、支援するため、成年後見制度の利用を促進します。



5 暮らしやすい環境の整備

(1) 情報アクセシビリティの向上

県が策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を踏まえ、情報提供の充実に努めます。

○広報「よこしばひかり」への情報掲載

障害者施策に関する情報やお知らせなどを、広報「よこしばひかり」にわかりやすく掲載していきます。

○声の広報

視覚障害者が円滑に情報を得られるように広報「よこしばひかり」の音声版を作成し、閲覧、貸出できるようにします。

○ホームページ等への情報掲載

障害者施策に関する情報やお知らせなどを、本町のホームページや「横芝光町公式アプリ まちなび2」に掲載します。また、ホームページ等については、見やすい、わかりやすい、利用しやすいものを目指し、作成していきます。

○行政資料の音声コード化

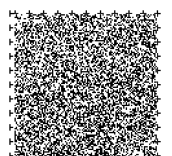
視覚障害のある人が円滑に情報を得られるよう、SPコード等による行政資料の音声化を検討します。

(2) 人にやさしい公共空間の整備

道路や公園、公共建築物などについて、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入により、障害のある人にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、駅や民間公益施設、商店などについても改善への協力を要請していきます。

○ユニバーサルデザインのまちづくり

障害のある人もない人も、誰もが自由で使いやすく住みやすい環境整備を行っていくため、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。



○公共交通機関のバリアフリー化

障害のある人の移動手段として不可欠な公共交通機関について、駅のバリアフリー化や車椅子対応タクシー等を事業者に要請していきます。

○道路環境のバリアフリー化

誰もが安全、快適に通行できる道路や歩道を整備するため、視覚障害のある人にも配慮した段差の解消や路面の平坦化、表示誘導の設置を図ります。

○公園のバリアフリー化

誰もが利用しやすい公園にするため、出入口等の段差の解消や、使いやすい水飲み場、トイレの整備促進を図ります。

(3) 暮らしやすい住宅づくりの促進

民間住宅の改造について、県の重度障害者（児）居室等増改築、改造資金の周知と利用の促進を図るとともに、公営住宅については改修や建て替えの際にバリアフリー化、ユニバーサルデザインを目指していきます。

○住宅の増改築、改造等に関する資金の周知

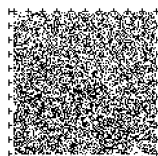
重度障害者（児）と同居または同居を予定している人に対し、障害のある人の専用居室を増改築又は附帯設備を改造するため必要な資金を低利で融資し、家族との好ましい家族関係の維持を図ることを目的とする千葉県重度障害者（児）居室等増改築、改造資金制度の周知を図っていきます。

○公営住宅のバリアフリー化

公営住宅の改修、建て替え時等にバリアフリー化を進めます。

○グループホーム等の充実

障害のある人の地域での自立と安心できる生活の場の確保に向けて、近隣市町や民間福祉施設、「山武圏域障害者グループホーム等支援ワーカー」と連携を図り、グループホーム等の円滑な利用を促進していきます。



(4) 移動にかかる各種支援の充実

障害のある人の状況や外出目的などに応じて、障害福祉サービスや地域生活支援事業のほか、町や社会福祉協議会の事業を重層的に提供していくとともに、外出に関する経済的支援制度の利用を促進します。

○外出支援サービス

在宅において主として通院時の移送が困難な人（介護認定者又は身体障害者手帳所持者）に対して、利用回数限度の範囲内で送迎サービス（ゆうあい号による外出支援サービス）を行います。

○福祉カー貸出

身体障害者手帳所持者又は歩行が困難な高齢者に対して、リフト付きワゴン車の貸し出しを行います。また、利用を必要とする方へ周知を図ります。

○その他移動に関する支援

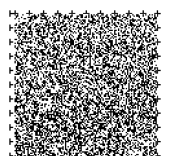
タクシー利用料助成、町内バスの運賃免除、町内デマンド（乗合）タクシーの半額免除、自動車税の減免、有料道路通行料金の割引、身体障害者の駐車禁止規制適用除外、JR等各鉄道会社の障害者割引制度、航空運賃の割引等について周知を図ります。

(5) 各種年金、手当等の迅速、的確な提供

障害基礎年金、障害厚生年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度障害者福祉手当、千葉県心身障害者扶養年金、税制上の特別措置（所得税、住民税の障害者控除）、生活福祉資金の貸付等の各種年金、手当など、国、県の生活支援サービスの迅速、的確な提供を図ります。

(6) 生活安全対策の推進

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、災害などの緊急時に備えた避難誘導體制の整備など、横芝光町地域防災計画に基づき、地域ぐるみで安心、安全のネットワークづくりを推進します。また、障害のある人が消費者被害に巻き込まれたり、財産が侵害されたりしないための取り組みを進めます。



○防災ネットワークの確立

災害時に自ら避難することが困難な障害のある人の避難行動等を支援するため、地域住民や町地域防災計画に定める避難支援の実施関係機関等と連携を図り、個別避難計画の作成を進めるとともに、災害時の避難誘導や避難場所での生活支援など、障害のある人に必要な支援のネットワークの整備に努めます。

併せて、携帯電話会社の協力により災害、避難情報をメール配信するサービスを活用します。

○災害時の避難場所の確保と支援体制の確立

障害関連施設や児童施設と協定を結び、災害時の二次避難場所としての福祉避難所の指定に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の活用を図り、障害のある人の被災時の支援体制を整備します。

○福祉避難所の開設

要配慮者等が必要とする支援を提供するため、近隣の民間社会福祉施設等の協力を得ながら、福祉避難所の充実に努めます。

○防災訓練等への当事者参加の推進

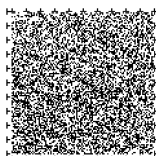
障害のある人も安心して地域で参加できる防災訓練等の実施を推進します。

○防災、防犯意識の啓発

障害のある人や支援者を対象とした防犯、防災意識の啓発を推進します。

○防犯対策の充実

障害のある人が犯罪に遭わないよう、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。



6 障害福祉サービス等の充実

(1) 福祉サービス等の確保に関する事項

○障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、引き続き障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の整備を進めるものとします。

○市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

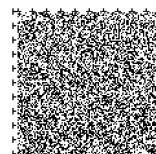
障害のある人等が身近な地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村が実施主体の基本とされています。また、障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者、及び障害のある児童とし、県の適切な支援等を通じて地域間の障害福祉サービスの格差をなくし、水準の統一とサービスの充実を図ります。

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、その他のインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備の推進を図ります。

○地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人（医療的ケアを必要とする障害児等）のための包括的な支援体制の構築などを進めます。



○障害児の健やかな育成のための発達支援

障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害のある子どものライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害のある子どもが保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

(2) 福祉サービス等の確保に関する考え方

○地域生活支援拠点等の整備とグループホーム等の充実

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。

このため、今後、障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、これらの機能をさらに強化するとともに、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

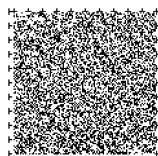
○福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者一人ひとりの能力、適性に合った福祉サービスを確保しつつ福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、雇用の場の拡大を図ります。

○障害児支援の提供体制の確保に関する考え方

障害のある子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関と連携し、障害のある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

本町では、これまでも児童発達支援や放課後等デイサービスなどについての取り組みを進めています。今後も障害福祉サービス事業所、教育機関、保育所等、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との緊密な連携を図り、障害児支援の充実を推進します。



(3) 相談体制の充実

障害のある人が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制の充実を図ることが求められています。

本町では、町福祉課障害福祉班を中心に、町健康こども課、社会福祉協議会、その他庁内各部署が連携した障害者相談体制をとっています。広域でより専門的な相談を行う機関として「山武郡市障がい者基幹相談支援センター（さんサポ）」、「千葉県山武健康福祉センター（山武保健所）」や「千葉県中央障害者相談センター」、「千葉障害者職業センター」、「千葉県精神保健福祉センター」などがあるほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、児童委員、人権擁護委員、広域専門指導員、相談支援事業所なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

今後は、庁内各部門や関係相談機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めていくとともに、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない障害のある人に対しても制度や情報等の周知を図っていきます。

(4) 権利擁護体制の確立

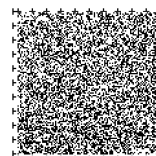
認知症や障害等により日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、支援していくことが求められています。

福祉サービスの契約や金銭管理などの援助を行う「成年後見制度」や社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の周知や利用促進に努めるとともに、障害のある人が犯罪被害や人権被害に遭わないよう、地域への積極的な関わりを支援し、関係機関（消防、警察、医療、交通）や地域の身近な人たち（商店等）への啓発を行うことにより、障害のある人を地域で見守る環境を作っていきます。

障害者虐待の早期発見、防止への取組についても、関係機関との連携強化、町障害者虐待防止センターの相談窓口の周知等を通じて、虐待の早期把握、予防、虐待を受けた障害者や障害者の養護者への支援等の取り組みを進め、障害者虐待の防止を推進していきます。

また、福祉施設、学校、医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、県などと連携しながら相談、対応を強化します。

さらに、障害があり、刑務所を出所後に福祉的支援が必要であるにもかかわらず適切な支援を受けられないまま生活困窮に陥り、再犯を繰り返す事例が増加していることから、このような触法障害者の刑務所出所後の支援については、服役中から「千葉県地域生活定着支援センター」や「中核地域生活支援センター」、刑務所内のソーシャルワーカーと連携をとり、手帳の取得、就労支援、相談支援、障害福祉サービス申請等の手続きについて、専門機関と連携をしながら適切な対応を図ります。



第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 成果目標

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、令和8年度を目標年度として、次のとおり数値目標を設定します。なお、それぞれの目標値は、国の基本指針や県の考え方等を勘案して、本町の現状や課題等を踏まえて設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

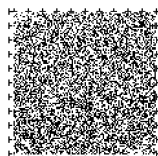
○町の考え方

令和4年度末時点での施設入所者は29人（基準値）でしたが、当町においては施設入所者におけるグループホーム等への地域移行については、在宅生活が困難な重度障害のある方を除き、概ね移行が完了している状況です。施設入所者数は、施設入所のニーズがあることから基準値の入所者数を維持すると見込み「27人」としました。また、地域生活移行者数は、入所者の状況を勘案し「2人」としました。

障害のある方が施設での生活を選択される背景には、障害の重度化、介護者の高齢化、家庭環境、虐待等による緊急性等様々な理由があります。丁寧な相談支援により入所者、家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解促進、福祉関係機関との連携強化を図りながら地域移行を推進します。

■目標値

項目	数値	備考
令和8年度末時点の施設入所者数	27人	令和4年度末時点の施設入所者数（29人） 国の基本方針：令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減すること
令和8年度までの地域生活移行者数	2人	国の基本方針：令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者との重層的な連携による支援体制を構築します。

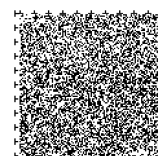
国の基本指針では、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となるため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要とされています。

○町の考え方

平成30年度に山武圏域3市3町で共同設置した「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め関係機関との連携、患者、家族、福祉サービス利用者等への周知活動を実施し、必要な支援体制の確保を図ります。

■目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回	7回	7回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	81人	81人	81人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	7回	7回	7回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	8人	9人	10人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	17人	18人	19人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	0人	0人



(3) 地域生活支援の充実

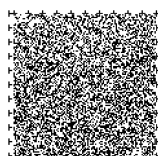
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数、強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備について目標値を設定します。

○町の考え方

山武圏域3市3町と基幹相談支援センターにおいて、設置形態や体制等を含めて広域での整備を協議、検討します。

■目標値

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	国の基本指針：令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	1回	
地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置等による体制の構築	有	
市町村又は圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	有	国の基本指針：令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

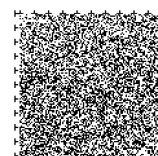
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

○町の考え方

「山武圏域自立支援協議会 就労部会」、「障害者就業・生活支援センター（山武ブリオ、東総就業センター、香取就業センター）」、「ハローワーク」、「障害福祉サービス事業所」と連携しながら企業等が障害者雇用について理解を深められるよう働きかけを行い、就労、実習の場の確保を図ります。また、就労定着支援（最長3年間）の終了後も切れ目なく支援が継続するよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所と連携し、必要な支援体制の確保を図ります。

■目標値

項目	数値	備考
令和8年度の一般就労移行者数	7人	国の基本指針：令和3年度実績（5人）の1.28倍以上
就労移行支援事業利用者数	6人	国の基本指針：令和3年度実績（4人）の1.31倍以上
就労継続支援A型事業利用者数	1人	国の基本指針：令和3年度実績（0人）の概ね1.29倍以上
就労移行支援B型事業利用者数	2人	国の基本指針：令和3年度実績（1人）の概ね1.28倍以上
令和8年度の就労定着支援事業利用者数	6人	国の基本指針：令和3年度実績（4人）の1.41倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	1事業所	国の基本指針：就労定着率が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
	100%	
就労定着率が7割以上の事業所	1事業所	国の基本指針：就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること
	100%	



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の体制整備を進めるため、令和8年度における児童発達支援センターの設置数や医療的ケア児等コーディネーターの配置等について目標値を設定します。

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが求められています。

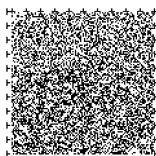
○町の考え方

「山武圏域自立支援協議会 障害児部会」や「香取海匠地域療育システムづくり検討会」に参画し、広域での情報共有を図り、国の基本指針で示されている障害児支援の提供体制の整備等を達成するための各取組について協議、検討します。

児童発達支援センターの設置については、設置形態について協議、検討を行いつつ、社会福祉法人等における民間活力での設置を推進します。

■目標値

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	国の基本指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	国の基本指針：令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保すること
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	4回	国の基本指針：令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	10人	



(6) 相談支援体制の充実・強化等

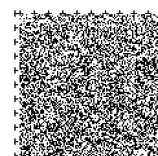
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を充実・強化するための目標値を設定します。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするために必要な協議会の体制を確保することについて目標値を設定します。

○町の考え方

令和4年度に山武圏域3市3町で共同設置した基幹相談支援センターにおいて、山武圏域における中核的な相談支援機関として、支援困難な障害者等への相談等、総合的、専門的な支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対しても、訪問等による専門的な指導、助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

■目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターにおける総合的、専門的な相談支援	有	有	有
国の基本指針：令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること			
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数	3件	3件	3件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9件	9件	9件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	7回	7回	7回
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制確保	有	有	有
国の基本指針：協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること			



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、令和8年度末までの障害福祉サービス等に係る各種研修の活用について目標値を設定します。

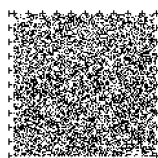
○町の考え方

利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、山武圏域自立支援協議会が開催する各種研修への町職員の参加を促進します。

また、医療、障害、福祉サービス事業所連絡会を3か月に1回程度実施するとともに、町の障害福祉サービスに対する需要の把握、分析に努め、必要に応じ関係機関への指導助言、情報共有、連携を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

■目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービスに係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払いシステムによる審査結果の共有	有	有	有
国の基本指針：利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること			



(8) 発達障害者等に対する支援

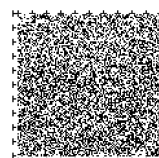
保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援プログラムについて目標値を設定します。また、より実効性のあるものとするために、ペアレントメンターの人数やピアサポートの活動への参加人数についても目標値を設定します。

○町の考え方

発達障害者の早期発見、早期支援を促進し、将来にわたって本人と家族の負担を軽減するとともに、発達障害者一人ひとりがその能力を発揮できるよう、山武圏域3市3町による広域での支援を行います。

■目標値（山武圏域）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等	受講者	5人	5人	5人
	実施者	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数		5人	5人	5人
ピアサポートの活動への参加人数		50人	50人	50人
国の基本指針：各項目の現状及び発達障害者等の数を勘案し、数の見込を設定すること				



2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

【サービス内容】

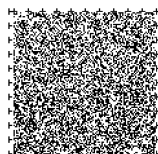
サービス名	サービス内容
居宅介護	日常生活に支障のある身体、知的、精神に障害のある人、障害のある児童を対象に、ホームヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者（身体障害）で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。
行動援護	知的、精神に重度の障害のある人、障害のある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するため必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	25	26	27
	時間/月	350	364	378
重度訪問介護	人/月	3	4	5
	時間/月	141	188	235
同行援護	人/月	6	7	8
	時間/月	48	56	64
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

○見込量確保の方策

福祉施設から地域生活への移行や障害のある人の地域生活を支えるうえで訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。そのため、適切な支給量となるように相談支援事業所等と連携し、ニーズに応じたサービスの利用につなげます。



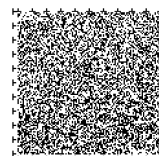
(2) 日中活動系サービス

【サービス内容】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等の施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援【新規】	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、事業所内や企業における作業、実習など就労に必要な訓練や、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援A型	利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	一般就労している人に対して、就労に関する問題を解決するため、必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。
療養介護	医療を要する障害があり、常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している人が、病気等の理由で一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	67	68	69
	人日/月	1,340	1,360	1,380
うち重度障害者	人/月	59	60	61
	うち強度行動障害	人/月	38	38
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	23	23	23



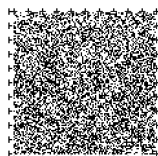
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援【新規】	人/月	—	2	3
就労移行支援	人/月	4	5	6
	人日/月	52	65	78
就労継続支援A型	人/月	6	7	8
	人日/月	132	154	176
就労継続支援B型	人/月	41	42	43
	人日/月	738	756	774
就労定着支援	人/月	7	8	9
療養介護	人/月	6	7	8
短期入所（福祉型）	人/月	10	11	12
	人日/月	120	132	144
うち重度障がい者	人/月	10	11	12
うち強度行動障害	人/月	5	5	5
短期入所（医療型）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
うち重度障がい者	人/月	0	0	0
うち強度行動障害	人/月	0	0	0

※人日＝「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出のサービス量

○見込量確保の方策

日中活動系のサービスは、今後も利用が増加することが予測されるため、相談支援事業所やサービス提供事業者と情報共有しながら、安定的な支給量の確保に努めます。

短期入所系のサービスは、相談支援事業所と連携しながら適切な利用を促進し、介護者の入院等の緊急対応や介護負担軽減を図ります。



(3) 居住系サービス

【サービス内容】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助	就労又は障害福祉サービス等を利用している障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする身体、知的、精神に障害のある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。

【サービス見込量】

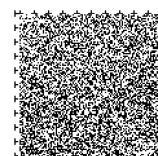
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	47	48	49
うち重度障がい者	人/月	19	19	19
うち強度行動障害	人/月	4	4	4
施設入所支援	人/月	29	28	27

○見込量確保の方策

県が定めた地域の精神保健医療福祉体制を勘案し、利用意向のニーズを把握しながらサービス提供体制を検討していきます。

地域移行が求められる中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加することが予測されるため、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保に努めます。グループホーム入居にあたっては、必要に応じて「山武圏域障害者グループホーム等支援ワーカー」への相談につなげていきます。

施設入所支援は、国として地域移行を進める中でも重度の障害者の生活の場として依然としてニーズが高いことを踏まえ、入所の必要がある人が安心して生活できるよう、サービス提供体制を確保します。



(4) 相談支援

【サービス内容】

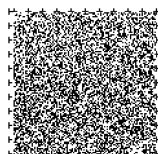
サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係るサービス等利用計画の作成、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障がい福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	58	59	60
地域移行支援	人/月	0	1	1
地域定着支援	人/月	12	13	14

○見込量確保の方策

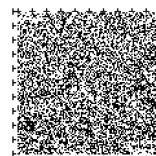
相談支援の対象者増加が見込まれる中、丁寧な相談支援と必要なモニタリング頻度の確保により、利用者が適切な相談支援サービスを受けられるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、中核地域生活支援センター、保健所、医療機関等と連携しながらサービス提供体制を確保します。



(5) 障害児福祉サービス

【サービス内容】

サービス名	サービス内容
障害児支援利用援助 (障害児相談支援)	児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助 (障害児相談支援)	指定障害児相談支援事業者が、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を自宅に訪問して行います。
保育所等訪問支援	障害のある児童が通所する保育園、幼稚園、学校等に支援員が訪問し、集団生活のサポートや、児童の成長、発達を保護者、保育士等と共有し支援します。なお、町健康こども課では独自に、町内保育所(園)、幼稚園へ臨床心理士等による巡回相談を行っています。
福祉型障害児入所支援	障害のある児童について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型障害児入所支援	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行います。
医療的ケア児に対する支援	医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。
子ども・子育て支援等における障害児受け入れ	障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加、包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援施設等での受け入れを行います。



【サービス見込量】

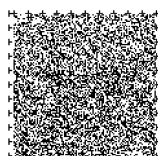
サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	16	17	19
児童発達支援	人/月	16	17	18
	人日/月	96	102	108
放課後等デイサービス	人/月	36	37	38
	人日/月	396	407	418
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
保育所等訪問支援	人/月	6	7	8
	回/月	6	7	8
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	1	1	1

○見込量確保の方策

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、今後も利用が増加することが予測されます。事業所と連携を図りながら、ニーズに応じた安定的な支給量の確保に努めます。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、利用意向のニーズを把握しながら、サービス提供体制を検討していきます。

障害児相談支援は、子どもの障害や特性に応じた支援を総合的に判断し、丁寧な相談支援と必要なモニタリング頻度の確保により、利用者が適切な相談支援サービスを受けられるよう、障害児相談支援や障害児通所支援事業所の提供体制を確保します。

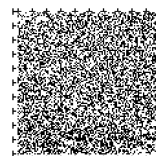


3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 必須事業

【事業内容】

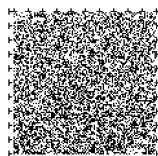
事業名	事業内容
理解促進研修、啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、山武圏域自立支援協議会、山武圏域障害者差別解消地域支援協議会と連携し、障害のある人等に対する理解を深めるための研修、啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
障害者相談支援事業 (自立支援協議会の運営含む)	「山武圏域自立支援協議会」で、相談事業の評価や困難事例への対応に係る調整を行うほか、福祉サービス施策についての検討などを行い、ケア会議を通じて、障害のある人に対する支援の方針、方向性を共有し、指定相談支援事業者や指定障害福祉サービス事業者などとの関係機関と連携しており、障害のある人への課題に対する情報共有と解決策の推進を図ります。 また、中立、公正な相談支援事業を実施するため、個々の障害のある人のニーズに応じたサービス等利用計画のモニタリングの実施や困難事例に対する検討会議の開催、障害関係の計画の進行管理、地域の関係機関とのネットワークの構築等を推進します。 一方、障害者虐待への対応として、関係者との連携を強化し、相談支援の体制を充実するとともに、虐待防止に向けた理解、啓発を推進し、虐待の未然防止と早期発見に努め、また、障害者虐待防止センターでの24時間365日の通報等受理体制を継続していきます。
基幹相談支援センター設置	地域の実情に応じた総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、権利擁護、虐待防止、地域の相談支援体制の強化に向け、令和4年度に基幹相談支援センターを設置しました。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の実情に応じ、専門的職員による高度な相談業務や相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、情報収集、提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を充実させ、障害のある人等の地域生活を促進します。 また、地域活動支援センターI型併設の一般相談、療育相談支援、療育支援コーディネーター配置に関する機能強化を図ります。



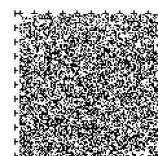
事業名	事業内容
住宅入居等支援事業	一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいないなどの理由で、入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援です。平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業及び「山武圏域自立支援協議会」または「千葉県中核地域生活支援センター」などを通して、住居確保に係る支援のあり方について検討します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的又は精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて、制度の周知に努めます。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人など適正に業務を担う人材の育成に努めます。
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	聴覚機能、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付事業	身体、知的、精神に重度の障害のある人、障害のある児童を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにより、障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、ニーズに合ったあり方について検討しつつ、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等」を推進します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある身体、知的、精神に障害のある人や障害のある児童を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

【事業の見込量】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
（数値は年度あたり）			
理解促進研修、啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	検討	検討	検討



事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業		1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		30人	30人	30人
介護・訓練支援用具		1件	1件	1件
自立生活支援用具		1件	1件	1件
在宅療養等支援用具		1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具		3件	3件	3件
排泄管理支援用具		800件	800件	800件
住宅改修費		1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業		1人	1人	1人
地域活動支援センター事業	Ⅱ型	1か所	1か所	1か所
	Ⅲ型	1か所	1か所	1か所
(数値はひと月あたり)				
移動支援事業		7人	7人	7人
		70時間	70時間	70時間



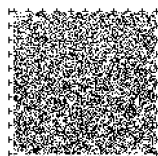
(2) 任意事業

【事業内容】

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	寝たきり等で、入浴が困難な65歳未満の人で、介護保険制度に該当しない重度心身障害者（児）に巡回入浴車を派遣し、入浴介護を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生施設に入所している人に対し、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。
知的障害者職親委託制度	職親（民間の事業経営者等）に委託して、知的障害のある人の生活指導、職業指導等を行います。
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障害のある人や障害のある児童の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	障害のある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどの改造に要する経費を助成します。

【事業の見込量】

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(数値は年度あたり)			
訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人
更生訓練費給付事業	1人	1人	1人
知的障害者職親委託制度	1人	1人	1人
日中一時支援事業	12人	12人	12人
(数値はひと月あたり)			
自動車運転免許取得費助成事業	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1人



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の確立

複雑、多様化しつつある施策ニーズに対し柔軟に対応するため、福祉、保健の分野を中心に関係各課による庁内の推進体制を確立するとともに、障害者差別解消法職員研修等の研修会を毎年実施し、行政職員の障害のある人への理解と人権意識、福祉意識の向上に努めます。

(2) 国、県、近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国、県、近隣市町村との連携を図り、「山武圏域自立支援協議会」を活用し、協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

(3) 専門従事者の育成、確保

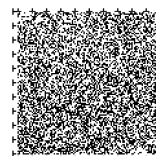
県や近隣市町、関係機関との連携を通じて、障害者福祉施策を推進していく上で不可欠な社会福祉士及び精神保健福祉士をはじめとした保健、医療、福祉に関わる各種有資格者、専門従事者等の育成と確保に努め、県が実施主体となる各種研修への参加を促進し、育成に寄与します。

(4) 関係機関及び事業者等との協働

本計画の推進には、行政のみならず、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。それぞれが役割を分担しながら緊密に連携、協力し、地域の中で障害のある人が自立して生活できるよう、支援体制の構築を図ります。

(5) 障害のある人のまちづくり活動への参加促進

本町で実施される各種施策、事業について、可能な限り障害のある人の参画を促進します。特に、各種審議会や委員会など、政策検討の場への積極的な参画を図ります。



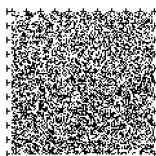
(6) 高齢者施策との連携

現行制度では65歳以上の場合は介護保険制度の適用が優先されるため、介護保険サービスへの円滑な移行を促進します。平成30年4月からは、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担が軽減される制度が実施されています。

自宅での生活を希望する場合は、自立した地域生活を支えるきめ細かな障害福祉サービスの提供、家族等の介護者への支援に努めます。また、家族と暮らしてきた人や、グループホーム等の利用者、単身者が高齢化に伴いこれまでの生活を継続できない場合の対応として、施設サービスの必要性、障害のある人の高齢者入所施設の利用について検討し、円滑なサービス利用の促進に努めます。さらに、長期的な視点で高齢障害者の居住の場のあり方について検討します。

(7) 財源の確保

本計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、本町においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県の補助制度を活用しつつ、国や県に対し各種財政措置を講じるよう要請していきます。併せて、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。

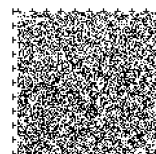
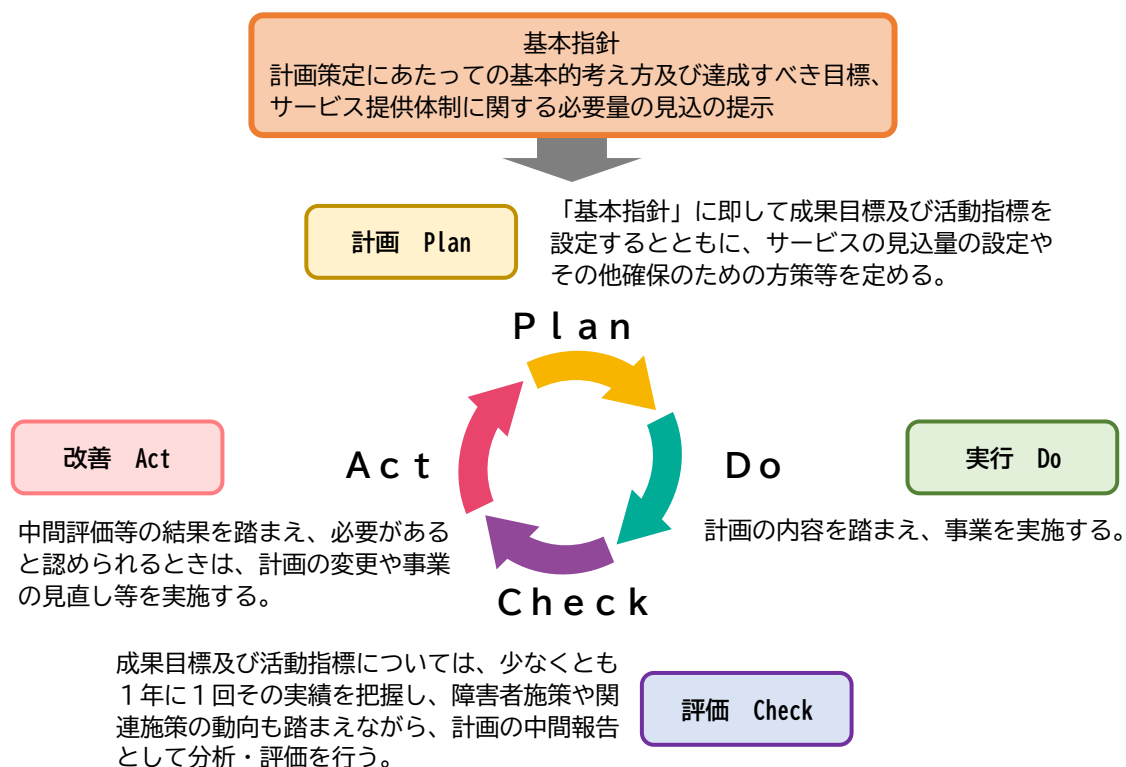


2 計画の進行管理と評価

本計画は、行政、事業者、住民が一体となって推進します。計画の進行管理にあたっては、本町で実施する「第2次横芝光町総合計画」の進捗状況や「山武圏域自立支援協議会」などを活用し、本計画にかかる施策、事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障害のある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。

障害福祉サービスにおける成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策の実施状況も踏まえながら分析、評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

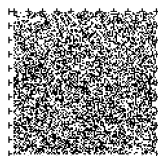
■PDCA サイクルのプロセス



資料編

1 計画の策定体制

日付	名称	内容
令和5年		
7月21日～ 8月4日	アンケート調査の実施	対象者 ・ 障害者手帳を所持している町民：506名 ・ 町内在住で通所受給者証を所持している児童：31名
9月20日	第1回 横芝光町障害者計画等 策定委員会	①委嘱状交付 ②正・副委員長の選出 ③議題 ④計画策定スケジュールについて ⑤障害福祉に関するアンケート調査の集計結果について ⑥第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況 について ⑦横芝光町第4次障害者計画・第7期障害福祉計画及び第 3期障害児福祉計画の概要について
10月13日～ 10月31日	ヒアリング調査の実施	対象 ・ 福祉関係機関：13団体 ・ 障害福祉サービス事業所：44事業所
12月20日	第2回 横芝光町障害者計画等 策定委員会	①第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害 児福祉計画（素案）第2章～4章について ②第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害 児福祉計画（素案）第5章～6章について
令和6年		
1月5日～ 2月5日	パブリックコメントの 実施	町ホームページ、福祉課障害福祉班窓口
2月14日	第3回 横芝光町障害者計画等 策定委員会	①パブリックコメントの意見提出結果について ②第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害 児計画<素案>の修正箇所等の確認（最終原案）につい て



2 横芝光町附属機関に関する条例

令和2年3月12日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本町の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

(委嘱等)

第3条 委員は、町長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第6条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第3項において単に「副会長」という。）を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

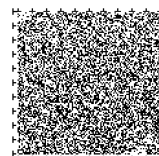
第5条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。



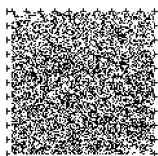
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第2条、第3条）

1 町長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
横芝光町 障害者計 画等策定 委員会	次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に提言すること。 (1)障害者計画の策定に関すること。 (2)障害福祉計画の策定に関すること。 (3)障害児福祉計画の策定に関すること。 (4)その他関連施策で必要な事項に関すること。	委員長 副委員長 委員	20人以内	(1)障害者団体の代表者 (2)学識経験者 (3)医療関係者 (4)障害者又は障害児の福祉に関する事業に従事する者 (5)関係行政機関の職員	障害者計画等の策定が終了したとき。

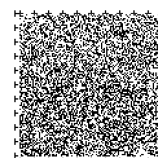


3 横芝光町障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

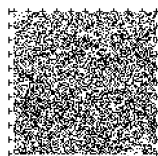
委員区分		氏名	役職名
1号委員	障害者団体の代表者	市原 光子	横芝光町手をつなぐ親の会 会長
		一ノ宮 博子	山武郡市精神障害者家族会 会長
2号委員	学識経験者	大木 清	町社会福祉協議会 会長
		林 雅弘	町民生委員児童委員協議会 会長
		川嶋 義二	県条例(※)地域相談員 町人権擁護委員
3号委員	医療関係者	伊東 和徳	東陽病院 主査 (社会福祉士)
4号委員	障害者又は障害児の福祉に関する事業に従事する者	鵜之沢 勅子	障害者支援施設 聖マーガレットホーム 園長
		吉井 稔	中核地域生活支援センター「さんネット」 所長 山武圏域自立支援協議会 副会長
		大越 将司	山武圏域自立支援協議会 会長 社会福祉法人翡翠会 統括施設長
		山岡 功平	山武郡市障がい者基幹相談支援センター センター長
		中西 亜紀	山武圏域自立支援協議会 相談支援部会部会長 地域生活支援センター「ゆりの木」 センター長
		押尾 溪介	障害者就業・生活支援センター 「山武ブリオ」 センター長
		埴 雅子	町地域活動支援センター「たんぽぽ」 支援員
		西村 則子	ロザリオ発達支援センター 職員
5号委員	関係行政機関の職員	宇井 教恵	健康こども課 健康づくり班 主幹(保健師)
		小坂 栞	健康こども課 健康づくり班 副主査(保健師)

(※) 県条例：障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

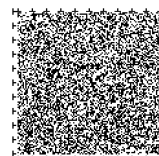


4 主な相談機関一覧

主な分野	名称	所在地	電話/FAX
障害者福祉全般	横芝光町役場 福祉課 障害福祉班	横芝光町宮川11902	TEL 0479-84-1257 FAX 0479-84-2713
保健全般	横芝光町役場 健康こども課 健康づくり班・こども班	横芝光町栗山1076 健康づくりセンタープラム	TEL 0479-82-3400 FAX 0479-80-1262
子育て支援	横芝光町子育て世代包括支援 センター プラムっこ	横芝光町栗山1076 健康づくりセンタープラム内	TEL 0479-82-0123
年金関係全般	横芝光町役場 住民課 国保年金班	横芝光町宮川11902	TEL 0479-84-1214 FAX 0479-84-2789
税金関係全般	横芝光町役場 税務課	横芝光町宮川11902	TEL 0479-84-1212 FAX 0479-84-2789
地域福祉・ 困りごと	横芝光町社会福祉協議会	横芝光町宮川11902	TEL 0479-80-3611 FAX 0479-80-3651
保健所（医療 福祉・難病等）	千葉県山武健康福祉センター （山武保健所）	東金市東金907-1	TEL 0475-54-0611 FAX 0475-52-0274
障害者差別に関 する相談（広域 専門指導員）			TEL 0475-54-3556 FAX 0475-52-0274
障害者相談支援	山武郡市障がい者基幹相談 支援センター（さんサポ）	東金市南上宿41-3	TEL 0475-86-6474 FAX 0475-86-6475
障害者相談支援	地域生活支援センター 「ゆりの木」	東金市東金1060-6 2階	TEL 0475-50-4545 FAX 0475-50-4501
福祉全般の相談	中核地域生活支援センター 「さんネット」	山武市津辺252-1	TEL 0475-77-7531 FAX 0475-77-7538
障害者グループ ホーム相談支援 （入居・設置等）			
身体障害者、 知的障害者支援	千葉県中央障害者相談 センター	千葉市緑区誉田町1-45-2 （千葉県千葉リハビリテーシ ョンセンター内）	TEL 043-291-6872 FAX 043-291-8488
視覚障害者支援	社会福祉法人千葉県視覚障害 者福祉協会	四街道市四街道1-9-3	TEL 043-421-5199 FAX 043-421-5179



主な分野	名称	所在地	電話/FAX
聴覚障害者支援	千葉県聴覚障害者協会	千葉市中央区神明町204-12	TEL 043-308-6372 FAX 043-308-5562
聴覚・視覚障害者支援	千葉県盲ろう者支援センター	千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階	TEL 043-310-3008
精神障害者支援	千葉県精神保健福祉センター	千葉市美浜区豊砂6-1 (千葉県総合救急災害医療センター4階)	TEL 043-307-8439 FAX 043-307-5891
ひきこもり相談支援	千葉県ひきこもり地域支援センター	千葉市美浜区豊砂6-1 (千葉県精神保健福祉センター内)	TEL 043-307-3812 (電話受付のみ)
発達障害者とその家族への支援	千葉県発達障害者支援センターCAS (キャス)	千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル601号室	TEL 043-227-8557 FAX 043-227-8559
児童相談	千葉県東上総児童相談所	茂原市高師3007-6	TEL 0475-27-1733 FAX 0475-27-1735
療育相談	口ザリオ発達支援センター	旭市野中3846	TEL 0479-60-0625 FAX 0479-60-0688
後見支援 (権利擁護)	千葉県後見支援センター「すまいる」	千葉市中央区千葉港4-3 (千葉県社会福祉センター2階)	TEL 043-204-6012 FAX 043-204-6013
障害者人権 110番	千葉県手をつなぐ育成会	千葉市中央区千葉港4-5 (千葉県社会福祉センター3階)	TEL 043-246-2181 FAX 043-242-6494
障害者福祉全般	千葉県障害者社会参加推進センター	千葉市中央区千葉港4-5 (千葉県社会福祉センター内)	TEL 043-245-1571 FAX 043-245-1578
障害者就業・生活支援	障害者就業・生活支援センター「山武ブリオ」	大網白里市細草3215-19	TEL 0475-71-3111 FAX 0475-71-3123
障害者就業・生活支援	障害者就業・生活支援センター「香取就業センター」	香取市高萩1100-2	TEL 0478-79-6923 FAX 0478-75-3535
障害者就業・生活支援	障害者就業・生活支援センター「東総就業センター」	旭市野中3825	TEL 0479-60-0211 FAX 0479-60-0212
就業相談	ハローワーク千葉 (千葉公共職業安定所)	千葉市美浜区幸町1-1-3	TEL 043-242-1181 FAX 043-242-1163
就業相談	千葉障害者職業センター	千葉市美浜区幸町1-1-3	TEL 043-204-2080 FAX 043-204-2083
社会復帰支援	千葉県地域生活定着支援センター		TEL 043-224-5721 FAX 043-224-5720



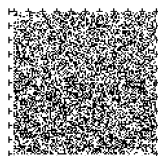
5 障害者に関するマークについて

知っていますか？「障害者に関するマーク」

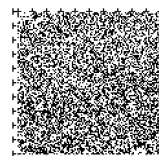
街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。



(1) 内閣府や千葉県が紹介しているマーク

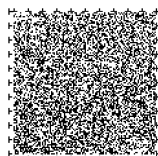
名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【障害者のための 国際シンボルマーク】</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者 リハビリテーション協会 電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のため、やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 電話：03-3581-0141 (代)</p>




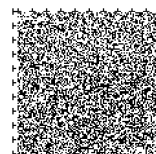
名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局 電話：03-3581-0141 (代)</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話：03-5291-7885</p>
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を促すマークでもあります。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない、聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>



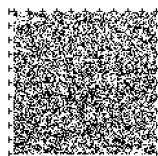
名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。</p> <p>「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみを理由にサービスの提供を拒むことは障害者差別にあたります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても、使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声掛けをお願いします。</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室</p> <p>電 話： 03-5253-1111（代） FAX： 03-3503-1237</p>
<p>【オストメイト／オストメイト用設備マーク】</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門、人口膀胱を増設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマークは、オストメイトであることと、オストメイトの為の設備（オストメイト対応トイレ等）があることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びそのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会</p> <p>電 話： 03-5670-7681 FAX： 03-5670-7682</p>





名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【ハート・プラス マーク】</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話の使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p> <p>電話： 080-4824-9928</p>
<p>【障害者雇用支援マーク】</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター</p> <p>電 話： 052-218-2154 FAX： 052-218-2155</p>

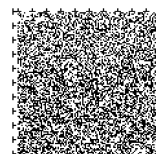


名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【ヘルプカード】</p>  <p>【ヘルプマーク】</p> 	<p>ヘルプカード・ヘルプマークは、外見からはわかりにくい障害のある方や妊娠初期の方などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのものです。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など、外見からは援助等を必要としていることが分かりにくい方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p>ヘルプマークを見かけたら、電車、バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課</p> <p>電 話： 043-223-2340 FAX： 043-221-3977</p>
<p>【白杖 SOS シグナル】 普及啓発シンボルマーク</p> 	<p>外出中の視覚障害者の方が、頭上 50cm 程度に白杖を掲げている姿を見かけたら、声をかけて手助けをしようという「白杖 SOS シグナル」運動の理解を広めるマークです。</p> <p>この動作をしている方を街で見かけたら「お手伝いしましょうか」と声をかけてあげましょう。また、このしぐさをしていなくても危険な場面に遭遇しそうだと思った時には必要に応じてサポートをお願いします。</p>	<p>日本盲人連合会</p> <p>電 話： 03-3200-0011 FAX： 03-3200-7755</p>

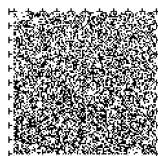


(2) 著作物、建築物等に関するマーク

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【自由利用マーク（「障害者のための非営利目的利用」OKマーク）】</p>  <p>障害者OK</p> <p>利用の際は必ず下記サイトを確認ください。 www.bunka.go.jp/jiyuriyo</p>	<p>著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークとして「自由利用マーク」があります。</p> <p>そのうちの一つに「障害者のための非営利目的利用」OKマークがあり、このマークは、障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマークです。（変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます）</p>	<p>文化庁著作権課</p> <p>電話： 03-5253-4111 または 03-3595-1336</p>
<p>【EYEマーク】</p> 	<p>「EYEマーク」は、目の不自由な人やその他の理由で活字のままでは本をはじめとする印刷媒体を読めない障害者のために、本等が出版された段階で録音図書や拡大写本を作成してもよいことを著作者が予め宣言するものです。</p>	<p>EYEマーク・音声訳推進協議会</p> <p>電話： 03-3929-7809</p>



名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【ハートフルマーク（ハートを囲む文字は他の文章に変更されている場合があります）】</p> 	<p>このマークは、あたたかいハートの中で、障害者と経営者がともに手を取り合って働く姿をデザインしたもので、人のやさしさをハートの笑顔で表現しています。</p> <p>公益社団法人全国障害者雇用事業所協会の会員事業所が取り扱う製品、商品等に表示して、会員事業所が重度障害者を多数雇用し、障害者にやさしい企業であることを一般に訴えることにより、その製品、商品等の購買力を高めるとともに官公需や民需の受注促進を図り、もって会員事業所の連帯意識の高揚と事業所経営及び障害者の雇用の安定に資するものです。</p>	<p>社団法人全国重度障害者雇用事業所協会</p> <p>電 話： 03-6280-3627 FAX： 03-6280-3628</p>
<p>【グリーンフラッグ海の障害者マーク】</p> 	<p>国際シンボルマーク（車椅子マーク使用承認済）を取り入れ、マリニイラストレーターの Tadami 氏がデザインしたもので、障害者が乗船する小型船舶、バリアフリーの小型船舶及びこれらの船が係留できる海上施設などに表示されています。</p>	<p>特定非営利活動法人日本障害者セーリング協会</p> <p>電話／FAX： 03-3627-8989</p>
<p>【バリアフリー法シンボルマーク】</p> 	<p>お年寄りや車いすを利用する方、目の不自由な方、耳の不自由な方等が利用しやすい建築物として、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）によって認定された建築物の入口等に表示されています。</p>	<p>公益財団法人建築技術教育普及センター 人にやさしい建築・住宅推進協議会事務局</p> <p>電 話： 03-6261-3310 FAX： 03-6261-3321</p>



6 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童（18歳以上で高等学校等在学中の者も含む）のこと。

【か行】

学習障害（LD=Learning Disorders, Learning Disabilities）

知的発達に大きな遅れはないが、読み書きや計算など、ある特定分野で困難を伴う障害のこと。

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、情報収集、提供、人材育成の支援、障害者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

グループホーム

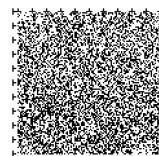
障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けられることができる。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。



合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

社会的障壁

障がいのある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、「社協」とも呼ばれる。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会、全国組織である全国社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

手話通訳者

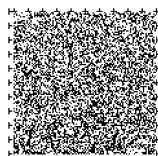
音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者虐待

障害のある人に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害のある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④保護の放置（ネグレクト）⑤経済的虐待がある。



障害者虐待防止法

障害のある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害のある人の自立および社会参加にとって障害のある人への虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防および早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。

障害者雇用促進法

障害のある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害のある人を雇用するように義務づけ、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止等、障害のある人の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

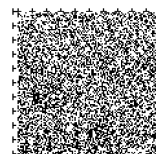
障害者基本法の基本理念に基づき、障害者および障害児がその能力や適性に応じて自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障害者及び障害児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障害のある人の人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平成18年12月、第61回国際連合総会において採択され、日本は平成19年9月に署名をした。前文と本文50条からなり、教育・労働・社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害のある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。



障害者優先調達推進法

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進することを目的とした法律で、国や地方公共団体等が率先して物品等の調達を推進するための措置等が規定され、平成25年4月に施行された。正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。

情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある者であって、県知事等から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。

精神障害者

統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障害を含む）。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害により、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。障害の程度により、1級から3級に認定される。

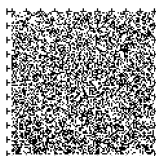
成年後見制度

知的障害や精神障害のある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用、就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。



地域生活支援拠点等

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

知的障害者

知的機能の障害が未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

注意欠如／多動性障害（ADHD）

不注意、多動性、衝動性の3つを特徴とする発達障害。

特別支援教育

障害（発達障害を含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するため、家族にとっては経済的、精神的な負担が大きくなる。

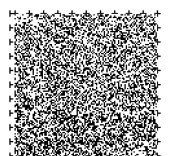
日常生活自立支援事業

知的障害、精神障害、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。



バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がいのある人のための支援を行うもの。

福祉的就労

障害のため、働く機会が得られない障害のある人の働く権利を保障する場。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

法定雇用率

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）。

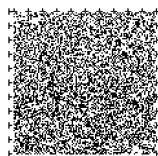
【や行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

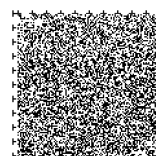


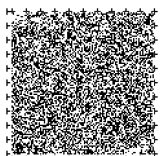
【ら行】**リハビリテーション**

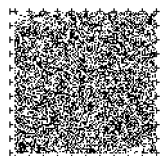
医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障害のある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判断された人に対して交付される手帳。障害の程度表示（千葉県）は最重度、重度（○A、○Aの1、○Aの2、Aの1、Aの2）、中度、軽度（Bの1、Bの2）となっている。









横芝光町マスコットキャラクター

よこぴー

横芝光町障害者福祉計画

第4次障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

発行：令和6年3月

企画、編集：横芝光町 福祉課 障害福祉班

〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川11902

電話 0479-84-1257 (福祉課直通)

FAX 0479-84-2713

